

宗教法人等に関する特別委員会会議録第五号

平成七年十一月二十九日(水曜日)

午前十時二十二分開会

委員の異動

十一月二十八日

辞任

岡部 三郎君
橋本 敦君

補欠選任

馳 浩君
阿部 幸代君

十一月二十九日

辞任

佐々木 満君
馳 浩君
益田 洋介君

補欠選任

坪井 一字君
太田 豊秋君
大森 礼子君

出席者は左のとおり。

委員長
委員長
理事

佐々木 満君
倉田 寛之君

委員

太田 豊秋君
鎌田 要人君
久世 公麿君
小山 孝雄君
下稻葉耕吉君
坪井 一字君
中島 眞人君
榎崎 泰昌君

政府委員

内閣総理大臣 村山 富市君
通商産業大臣 橋本龍太郎君
法務大臣 宮澤 弘君
大蔵大臣 武村 正義君
文部大臣 島村 宜伸君
農林水産大臣 野呂田芳成君
自治大臣 深谷 隆司君
内閣公安委員 会委員長
内閣官房長官 野坂 浩賢君
内閣官房長官 中山 正暉君
国務大臣 中島 眞人君
国務大臣 榎崎 泰昌君

内閣官房

内閣官房内閣内政審議室長 藤井 威君
兼内閣総理大臣官房内政審議室長 大出 峻郎君
内閣法制局長官 秋山 收君
内閣法制局第二部長 山本 博一君
警察庁長官官房総務審議官 野田 健君
警察庁刑事局長 杉田 和博君
警察庁警備局長 陶山 皓君
総務庁行政管理局長 陶山 皓君
法務省民事局長 濱崎 恭生君
法務省刑事局長 則定 衛君
法務省人権擁護局長 大藤 敏君
公安調査庁長官 杉原 弘泰君
外務省欧亜局長 浦部 和好君
大蔵省主税局長 薄井 信明君
大蔵省銀行局長 西村 吉正君
国税庁次長 若林 勝三君
文部大臣官房長 佐藤 禎一君
文部大臣官房総務審議官 辻村 哲夫君
文部省初等中等教育局長 井上 孝美君
文部省高等教育局長 吉田 茂君
文化庁次長 小野 元之君
農林水産大臣官房長 高木 勇樹君
自治省行政局長 鈴木 正明君
自治省財政局長 遠藤 安彦君
自治省税務局長 佐野 徹治君

事務局側

事務局側
事務局側

説明員

常任委員会専門員 青柳 徹君
大蔵省理財局長 齋藤 徹郎君

本日の会議に付した案件

○宗教法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

○委員長の辞任及び補欠選任の件

道上也断固として許すことができないと思いま
す。(発言する者多し)

私も参議院は良識の府と言われているので
その良識の府である参議院にとつてまことにゆ
しき問題であります。(発言する者多し)このよう
な言論を暴力によつて阻止しようとする暴挙に出
た人々に対し、猛省を促したいと思ひます。

なお、委員長に申し上げたいと思ひます。
言論の府におきまして暴力に訴えて行動するが
ごときことは、誠に慎んでいただきたいと思ひま
す。また、既に理事懇や理事会におきまして決め
られた事項につきましては、淡々として実行に移
していただきたいことを切望いたします。

それでは、宗教法人法の改正につきまして御質
問を申し上げます。

今回の改正につきましては、今までもたびたび
言われておりますように、オウム事件を契機とい
たしまして、宗教法人をめぐる社会情勢、また宗
教法人自身の実態の変化に対応いたしまして、宗
教法人制度の適正な運用を図るための必要最小限
度の改正であると私は理解をいたしております。

ところで、衆議院の速記録を私も一応読ませて
いただきましたけれども、信教の自由に対する侵
害であるとか、国家権力の不当な介入であるとか、
宗教法人に対する統制の強化であるとか、そ
ういふ今回の改正の趣旨を理解していない意見や
批判がいろいろございます。(発言する者多し)

私は、参議院におきましては衆議院のようなこ
とはないと思つたわけでございますが、参議院の
本会議におきましても、国家による宗教法人の管
理監督の方向に向かうとか、宗教法人を国家の日
常的な監視のもとに置くとか、文部省に思想警察
の役割を担わせようとする、こういうような意
見がいろいろと言われているわけでございます。

(発言する者多し)
私は、宗教法人法の現行制度も、また今回の改
正法も非常に信教の自由というものを尊重した緩
やかなシステムの法律だと思つております。(発
言する者多し)

○委員長(佐々木満君) 御静粛に願ひます。御静
粛に願ひます。

○久世公麿君 例えば、民法法人と比較をいたし
ましても、許認可ではなくて認証である。あるいは
ほかの公益法人の多くが学校教育法等も含め
まして監督庁であります。また、宗教法人の場合
は所轄庁でございます。また、宗教法人の場合の
役員には、ほかの公益法人に見られるような監事
というような制度はございません。また宗教法人
審議会において、認証しない場合は必ずかける。
あるいは不服審査の手続のときもこれをかける。
非常に細かい配慮がなされております。(発言す
る者多し)

さらに、この法律は非常に不思議な法律でござ
いまして、政令もなければ省令もございません。
なぜないかと私も疑問に思つたわけですが、国会
で審議をする、法律にできるだけ多くを載せよう
じやないかと、ここまで配慮をしている。これは
別の意味において私は問題があると思ひますが、
そこまで配慮をしている法律だと。(発言する者
多し)私は、そういう意味において現行法もまた
改正法も両方とも非常にやわらかな緩やかなシ
ステムになっている、このように思ひますけれど
も、改めて今回の法律改正の趣旨を簡潔に御説明
を総理にお願い申し上げます。

○委員長(佐々木満君) 委員長からお願いを申し
上げます。

重要な法案の審議を行つておりますので、どう
ぞ委員初め皆様、御静粛にお願いを申し上げます。
御静粛にお願いを申し上げます。

○國務大臣(村山富市君) 騒然としておつたもの
ですから、質問が聞き取れない点もあつたので、
あるいは答弁し兼ねる面があつたかと思ひますけ
れども、お答えを申し上げます。

宗教法人法が他の法律に照らしてみても非常に緩
やかな仕組みになっておる。これは、お話しござ
いまして、この宗教法人法が監督、取り締
まるという法律でなくて、何よりも信教の自由と
いふものを大事にする、あるいは政教分離の原則

をしつかり守つていこうと、こういう前提に立つ
て、自主的に宗教団体が公益法人としての活動が
できるような物的基礎を保障していこうと、こ
う性格のものであるために私は特段の配慮がさ
れておるものだというふうに思つております。

ただ、お話しございましたように、この宗教法
人法ができて四十四年経過しているわけではな
い。日本は、この国というのは随分変化してまい
りました。これはもう経済も変わりましたし、社
会も変わりましたし、一口で言えば道路、交通も
整備をして非常に環境も変わつてきたわけでは
ない。そういう社会環境がうんと変わつてきたにもか
かわらず、四十四年間、今お話しございましたよう
な緩やかな形でもって法律がつくられてきておる
ということから考えてみて、今度のオウム事件と
いつたようなものが一つのきっかけになつて、宗
教法人法のあり方はこれでいいんだらうかとい
うようなことが国民の間でも議論されるようにな
つた。

なるほど考えてみますと、例えば所轄庁のあり
方についても、全国的に展開されているような宗
教団体の活動に対して、一つの都道府県だけが認
証して所管するということについてもやっ
ぱり矛盾があるのではないかと、こういうことが
指摘をされましたので、これは宗教団体の信教の
自由が保障され、政教分離の原則も守られなが
ら、本当に透明度を高く民主的に、世間の皆様も
なるほどある程度わかつてもらへるよう
な、こういう活動というものがいいんではないか
というようなこともございますし、同時に、所
轄庁としても行政上の認証をした以上は責任があ
るわけですから、その責任も、そういう前提を踏
まえた上で最低限果たせるようなものにするため
にはどういふ改正をする必要があるのかというよ
うなことから、今度の改正案はあくまでも前提と
いふものをしつかり保障した上で最低の改正をし
ようというので私は提案をしていふものだと、い
ふに御理解をいただきたいと思います。

○久世公麿君 ありがとうございます。
ただいま総理が御答弁されました。今回の
改正の趣旨に照らしながら、私は改正に当たつて
の何点かの問題、従来余り衆議院や参議院にお
いて問題になつていないような問題につきまして御
質問を申し上げます。

その第一点は、所轄及び所轄庁についてござ
います。

一昨日でございましたが、平成会の方の質問を
聞いておりますと、所轄とは管轄をすることだ、
管轄というのは権限によつて支配をすることだ、
そして、弾圧という言葉は使いたくないけれど
も、何かそれらしいような文言でございました。
所轄という言葉は、これは私は総括とか統括と
いう意味と違ふ。もともと所轄という言葉は日本
の法律の中で使つていふのは非常に少ないわけ
でございます。例えば、内閣と人事院の関係、あ
るいは独禁法における内閣総理大臣と公正取引委員
会との関係、あるいはまた地方自治体の場合でござ
いますと知事と教育委員会、知事と公安委員
会、そういう何と申しますか、一方が上級機関と
は認めながら、他方は相当程度その上級機関から
独立をしている、そういうときにのみ所轄という
言葉を使うのが法令上の一般的な定義でございま
す。

私が若いころに、かつて法制局長官をやられま
した佐藤達夫さん、あるいは林修三さんからの
所轄の意味について、ちょうど傘を差しているよ
うなものだと。例えば所轄庁というのを傘を差し
ている、その傘の中に入つていふんだ、直接引
張つていふ、そういうような関係じゃないんだ
と、こういう御説明を聞いたことを記憶いたして
おります。したがって、一昨日御質問された
のとは全く意味が違ふんです、さつきも申しまし
た非常にやわらかい関係だ。

それで、所轄庁の意味につきましては、役所の
場合でございますから、そのもつとから発しては
おろすけれども、多少管理をするとかそういうよ
うな意味にも使われております。そこで、先ほど

を申し上げたいと思ひます。

申し上げましたように、例えば学校教育法では監督庁と使っている。しかし私立学校法においては所轄庁と使っている。同じような意味において、宗教法人法においては所轄庁と使っている、私はこのように理解をしているわけでございます。

文化庁、文部省におかれましては、今度は所轄の宗教団体がふえることになると思います。たしかあと数百ふえるというふうに向つておりますが、政府委員いかがでございますか。

○政府委員(小野元之君) この改正が認められた場合に、今、都道府県知事が所轄していらっしゃる宗教法人がほかの都道府県内に境内建築物を持つておられます、それが文部大臣所轄になるわけでございます。私どもとしては正確な数字は把握できていないわけでございますけれども、おおよそ数百であろうというふうを考えております。

○久世公麿君 二番目には、私は、この宗教法人法の現在の制度と改正法、この「所轄庁」ところなんです、従来は包括法人、被包括法人それから単立の法人、こういうシステムになっておりまして、改正法はそれに加えて境内建築物が他の都道府県にある場合というふうなことを加えているのでございますが、こちらからいっていただきました冊子によりますと、要綱を見るとはつきりわかるんだけれども、法律の大事な部分を見ると一体これは何が書いてあるかわからない。

私もこの新旧対照表というところを見まして一生懸命にこの五条の規定を読んだんですが、どこがどうつながっているのかわからない、こういう感じが強いわけでございます。もし、この法律がいよいよ公布になって新聞などに全文が出ますと、国民の人もよくわからないし宗教団体の方もよく読めない、こういう気がするのでございませう。

大体、第一項の方は都道府県知事が所轄庁である宗教法人、第二項の方は文部大臣が所轄庁である宗教法人が書いてあります。この二項は一号、二号、三号と分かれておりますが、それについてこういう場合だということを政府委員から御答弁

をお願いしたいと思います。

○政府委員(小野元之君) お答え申し上げます。第五条第二項で、文部大臣所轄になります宗教法人が三号にわたって書いてあるわけでございます。非常にわかりにくいという御指摘で、大変申しわけないと思うのでございませうけれども、まず第一号は「他の都道府県内に境内建築物を備える宗教法人」ということでございまして、この第一号は、包括法人、被包括宗教法人、単立法人、この三種類ございませうけれども、そのすべていづれを問わず、とにかく他の都道府県内に当該法人が境内建築物を備えておられるものについては文部大臣の所轄になるというのが第二項の第一号でございます。

それから第二号は、法文上は「前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの」。少しわかりにくい表現でございませうけれども、第二号は包括の宗教法人を指しているわけでございます。そして当該包括宗教法人自体はほかの都道府県内に境内建築物を持つていないわけでございますけれども、その包括宗教法人が包括しております被包括の法人、その被包括の宗教法人がほかの都道府県内に境内建築物を備えておられる、そういった包括宗教法人を第二号で規定しているものでございます。

それから、第三号でございますけれども、これは「前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内に宗教法人を包括する宗教法人」とございませうが、これは第三号も包括宗教法人でございます。そして、当該宗教法人自体、それからその下にあります被包括宗教法人もほかの都道府県内に境内建築物を備えていない場合でございますけれども、被包括宗教法人が包括宗教法人であります都道府県とは別の都道府県内にあります。ですから、被包括の法人をほかの県に持つておられる包括宗教法人、この三つが文部大臣所轄になるということでございます。第五条第二項に掲げてあるものでございませう。

○久世公麿君 皆さんよくわかりただけで

しようか。小野さんのような一番の専門家が御説明してもなかなかわかりにくい。私も事前に何回かお聞きしまして、今の説明を聞いてまあまあわかったな。

そこで、いよいよ新聞に報道するときには、新聞社の方がよくわかつてこれは書いてもらいたい。そうでないとわからない。しかし、要するに何が書いてあるかという、一言で言えば、現在の制度でございませう包括法人と被包括法人の関係を残したまま、今回の法律の改正の趣旨、すなわちほかの県に境内建築物を備える宗教法人の所轄庁が文部省なんだと、こう書いてある、これが要点でございます。法律というのは、書くところのように難しくなるものだから、書くところのようにつく感ずる次第でございます。

そこで、私はもう少しこれをわかりやすく考えたいと思ひまして、具体的な例を挙げさせていただきますので、政府委員の方から、それは一体包括なのか被包括なのか単立なのか、今度の法律によつて特に変わる場合、それを特に御指摘願ひたいと思ひます。最初に全部例を挙げまして、一つ一つ御説明を賜りたいと思ひます。

伊勢神宮、東照宮、伏見稲荷、それから鎮守の森の神社、それから曹洞宗と永平寺及び総持寺、それからこれら未寺。

それから、例えば永平寺とか総持寺は曹洞宗の本本山ですから、本山とか大本山とか総本山、そういうものの宗教法人法上の位置づけ。

それから、浄土真宗の本願寺派、西でございますね、それと本願寺。それから真宗大谷派、これは東でございますが、これと東本願寺、それから、それぞれの未寺との関係。

それに日蓮正宗と大石寺の関係、及び大石寺の未寺との関係。それから、大石寺は日蓮正宗の総本山でございますが、総本山との関係。それから、日蓮正宗と創価学会及び創価学会の支部との関係。それに大石寺と創価学会との関係。そして、創価学会の支部というのは、これは境内建築物でございませうから、千ぐらいいあるんでしようが、これは宗教法人法上の法人格を持つていられるかどうか。

これを一つずつ御説明を賜りたいと思ひます。まず、伊勢神宮、東照宮、伏見稲荷、鎮守の森、これについて御答弁願ひます。

○政府委員(小野元之君) 初めにお断り申し上げますが、私どもの方で所轄してない法人につきましてははつきりわからない部分がございますので、間違つておられる場合があると大変その法人に失礼になりますので、その点はお許しを賜りたいと存じます。

まず、伊勢神宮でございますが、伊勢神宮は神

社本庁の被包括宗教法人でございます。この伊勢神宮が今回、法改正がなされた場合に所轄が変更になるかどうか、これはちよつと私どもの方で今正確にわかつておりませう。

それから、東照宮でございますが、東照宮さんは単立宗教法人で、県知事所轄の法人でございます。この法人も、所轄の変更があるかどうか、これははつきりいたしてございませう。当該法人の方は、ないだらうというふうにお聞きされております。

それから、伏見稲荷大社でございますが、これも単立の宗教法人でございます。知事所轄の法人でございます。伏見稲荷さんも、所轄の変更は私どもとしては未確認でございます。法人の方は、ないだらうという御回答だと聞いております。

それから、村の鎮守のような神社さんでございますが、これはほとんど神社本庁の被包括宗教法人でございます。恐らく所轄の変更はほとんどないというふうには思つております。

○久世公麿君 それでは次に、曹洞宗と永平寺及び総持寺及びこの未寺、それから本山、大本山、総本山の宗教法人法上の位置づけ、お願いいたします。

○政府委員(小野元之君) 曹洞宗さんは包括宗教法人でございます。文部大臣の所轄でございます。

それから、永平寺さんは曹洞宗の被包括宗教法人でございます。永平寺さんは曹洞宗の大本山というところでございます。これは知事所轄の法人でございます。永平寺さんが所轄の変更があるかどうか、これも私どもは確認ができておりませんが、法人の側は、所轄が変更になるのではないかと御回答でございます。

それから、総持寺さんでございますが、これは曹洞宗の被包括宗教法人でございます。曹洞宗の大本山でございます。これは知事所轄でございます。これも所轄の変更は未確認でございます。法人の側は、ないだろうという御回答と理解をいたしております。

それから、永平寺や総持寺の末寺でございますが、これは曹洞宗の被包括宗教法人というふうな理解をいたしております。

○久世公堯君 それでは、浄土真宗の本願寺派西と本願寺、それから真宗大谷派東と東本願寺、それそれの末寺との関係、お願いします。

○政府委員(小野元之君) 浄土真宗本願寺派でございますが、これは包括宗教法人で文部大臣所轄でございます。これは包括宗教法人でございます。それから、いわゆる西本願寺さんでございますが、これは浄土真宗本願寺派の非包括宗教法人でございます。浄土真宗本願寺派の本山というふうな言われております。これは知事所轄の法人でございます。西本願寺さんにつきましては、所轄の変更は未確認でございます。法人の側は、変更になるのではないかと御回答と聞いております。それから、西本願寺の末寺でございますが、これは浄土真宗本願寺派の非包括宗教法人でございます。

それから、東本願寺派の真宗大谷派でございますが、真宗大谷派は包括宗教法人でございます。文部大臣の所轄でございます。東本願寺さんは昭和六十二年に真宗大谷派と合併されておりますので、法人格はないというふうな理解をいたしております。この東本願寺さんの末寺でございますが、これは真宗大谷派の非包括宗教法人であるというふうな理解をいたしております。

○久世公堯君 それでは、最後でございますが、日蓮正宗と大石寺及び末寺、総本山との関係、日蓮正宗と創価学会及び創価学会支部との関係、大石寺と創価学会との関係、創価学会支部の宗教法人上の位置づけ。以上、お願いします。

○政府委員(小野元之君) 日蓮正宗さんは包括宗教法人でございます。文部大臣所轄でございます。それから、大石寺さんは日蓮正宗の非包括宗教法人でございます。日蓮正宗の総本山というふうな理解しておりますが、大石寺さんは知事所轄でございます。この大石寺さんにつきましては、所轄の変更があるかどうかは私どもは未確認でございます。法人の側は変更になるのではないかと御回答と承っております。それから、大石寺の末寺でございますが、これは日蓮正宗の非包括宗教法人でございます。

それから、創価学会さんでございますが、創価学会さんは、単立の宗教法人でございます。知事所轄の法人でございます。この創価学会さんが法改正になった場合どうなるかということでございますが、所轄の変更について私どもは未確認でございます。

それから、日蓮正宗と大石寺の関係でございますが、宗教法人上の関係はないというふうな理解をいたしております。それから、創価学会さんの支部でございますけれども、これは独立した団体ではなく、法人格を持つていらつしやらないというふうな承知をいたしております。したがって、創価学会さんにつきましても、創価学会という宗教法人格のみだというふうな承知をいたしております。

○久世公堯君 ただいまお聞きいただきましたように、今回の法律改正というものは、世俗的な部分といえますか、宗教上の問題じゃないんです。専ら行政上の必要性から二府県以上にまたがるものは文部大臣が所轄をするということで、お寺の大きさとかそういうことは全く関係がないというのを今の御説明で大体おわかりいただいたと思うわけでございます。

そこで、文化庁から宗教年鑑というものが出されております。また、各道府県におきましては、これは東京都の場合はこんなに厚いわけですが、こういう宗教法人名簿というものが出ております。所轄庁というのは当然にそういうことをやるわけでございますが、文部省・文化庁は、同時に指導的な役割、この宗教法人を所轄してありますので、この宗教年鑑には直接の所轄庁にかかると若干そうでないものと両方が書かれております。

私は非常にこれはよく編集されておると思うんですが、創価学会を含む単立の宗教団体の欄にはわざわざ注釈がついておりました。単立宗教法人は約五千余りあるけれども、比較的照会の多い宗教団体を参考のために掲げたものとして若干の数が掲載をされております。これはどのように照会をしたのかちよつと伺いたい。

それから、この中を見ますと、例えば、単立宗教法人である靖国神社、伏見稲荷、創価学会、それからいわゆる統一教会、エホバの証人、こういうのがたくさん書かれておるわけでございしますが、このエホバの証人も正式な名前もものみの塔聖書冊子協会というのだそうでございます。一つ伺いたいのは、どういう照会をしたのか。

それから二つ目には、オウム真理教と幸福の科学も単立法人と思われませんが、なぜ抜けているのか。それから、創価学会のところを見ますと、教師の数と、それから会員、信者の数、これはほかは全部書いてあるんですけども、靖国神社は書いてありませんが、これはある意味においては全国民が信者とも言えるわけでございますが、創価学会のところは未報告になっているわけでございまして、これはどうい理由か、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○政府委員(小野元之君) お答え申し上げます。この宗教年鑑は、私ども文化庁といたしまして、各宗教法人の皆様方の御協力をいただきまして作成させていただいております。したがって、お話のございました各道府県知事所轄の単立の宗教法人でございます。比較的文化的に問い合わせがあるとか、あるいは照会が多いといったものにつきましては、それぞれの宗教法人に文書でお願いを申し上げまして、協力をいただいた上で掲載をさせていただいております。

御指摘ございましたオウム真理教、幸福の科学につきましては、一時掲載するというところでお願いしたわけでございますけれども、協力が得られなかったということで掲載をいたしてまいりました。

それから、創価学会さんにも御協力いただいているわけでございますけれども、教師数、信者数につきましては御報告をいただけなかったということで、その点は掲載をしていないものでございます。

○久世公堯君 先ほどの個別の問題、あるいは今の宗教年鑑の問題は、要するに、先ほど申しましたように、今回の改正による所轄庁の規定というのは、宗教団体というのはそれぞれ歴史と伝統があります、しかも税法その他の特権も得ております、そういう実態にかんがみ、その所轄についてはいわゆる一般の行政のルールに従うと、一つの都道府県の中のものには知事に、二府県にまたがるものは文部大臣ということを決めたのだと私は思います。

宗教も社会的に影響するところが大きいから行政のルールを守らなければいけない、こういうことだろうと思っておりますが、文部大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(島村宜伸君) おっしゃるとおりでございます。それから、ちよつとこれは関係外でございますが伺いたいんですが、今度はい

な台帳を、今までも備えておりましたが、それを報告することになります。例えば境内建物について書く場合に、外国にある施設につきましての規定は一体どうなるのでしょうか。対象外になるのでしょうか。

○政府委員(小野元之君) 今回、法改正により境内建物に関する書類というものをいただくことになるわけですが、日本の宗教法には、当然のことですが、日本の宗教法は及ばないわけですが、したがって、法律にきちっとした形で境内建物というものになるかどうかはいろいろ議論があると思うわけですが、財産目録という観点で、仮に外国の地にそういった日本の法人が所有権を認められるという国があって、それが法人として財産で認められれば、それは財産目録の中に記載をされるということはあるというふうに考えておられます。

○久世公麿君 実、地方公共団体との関係をお聞きしたいんですが、これは時間が余りましたらお聞きすることで後回しにいたしまして、今回の法改正、附則にいろいろ書かれておりますが、公布をし、それからその間、公布からやるべき若干のことがあつて、それから施行する。施行も一年以内と書いてありますが、なるべく早く施行してもらいたいと思つておられます。

この法改正に伴う所轄庁の変更手続、これは全国的に活動し、数多くの境内建物を所有する宗教団体がかなりあるわけですが、これはこの所轄庁を変更するということになるわけですが、かなり時間がかかるのかからしないのか。附則二項には公布の日から六カ月以内とされ

ておりますけれども、それで十分でございますか。また、届け出るのは、境内建物の名称、所在地、面積だけでいいのでしょうか。そういう関係についてまず第一点お聞きしたいと思います。

○政府委員(小野元之君) 改正法の附則第二項におきまして、改正法の公布日において他の都道府県内に境内建物を備えておられる宗教法人については、その旨を都道府県を通じて文部大臣に届け出ていただくということにしておるわけでございます。

したがって、この法律が公布になった時点で、私どもとしては通達等でその旨を各県あるいは各宗教法人にお知らせして、そして、現在は知事所轄の法人であつてもほかの都道府県内に境内建物を持つておられるという宗教法人については、その旨を知事を通じて文部大臣に届けていただくということをお願いしております。その場合に、六カ月以内にお願ひするということでございますが、この届け出につきましては、境内建物の名称、それから所在地及び面積、こういったものを記載した書類で比較的簡単な書類でございますので、六カ月以内にお届けいただけるというふうに私どもは理解をしております。

それから、この届け出は所轄庁の変更が円滑に行われるようにするためのものとして、境内建物の所在を確認するための書類として必要最小限のものをお願いするというふうに考えているわけでございます。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕
○久世公麿君 既に何回も言われておりますように、宗教法人法の改正に伴ひまして所轄がえになつたとしても一々認証の必要のないことは当然のことでございます。

さて、今、小野次長から御説明になつたこととございますが、先ほども申しましたようにこの法律には政令もなければ省令もない。委任省令は今さらできませんから、実施政令というものをおつくりになるかどうか。また、本法附則の二十三項によりますと、後か

ら質問いたしますけれども、小規模な宗教法人の場合につきましては、これは宗教法人審議会の意見を聞いて文部大臣が定めると書いておられますが、これは文部大臣の告示でおやりになるのか。いずれにしても政令がない。普通の法律はあるのが常識でございますが、これは実施政令ならつくれるわけでございますけれども、そのあたりはどうお考えでございますか。

○政府委員(小野元之君) 現行の宗教法人法におきましては、登記の手續規定であるとかあるいは民法等の準用規定、それから解釈規定等もできるだけ法律の中に取り入れるという建前をとつてございます。政令やその他の命令に委任すべき事項、手続等についてもできるだけ法律の中に規定をすると、現行法はその建前をとつておるわけでございます。

この趣旨は、法律でできるだけ規定をするということをお明確にいたしまして、宗教団体の方々の便宜を図るといふこととともに、宗教行政事務の円滑に資するといふことをねらいとしたものといふふうに考えております。

したがって、現行の宗教法人法におきましては政令とか省令といったものが制定されていなければなりませんけれども、これは法制度上、法体系上、政省令が規定できないというものでないわけでございます。

ただ、今回、この法律の基本は維持をするということが法改正の原則でございますので、御指摘ございました小規模法人の基準となります収入額の範囲、これにつきましては文部大臣が定めるところでございますが、これは経済状況等の変動等もございまして、小規模法人への配慮ということも適時適切に定められるように文部大臣の定めというふうにしておるわけでございます。

それからもう一点、この改正法の施行日を法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定めるといふことになっておりますけれども、それ以外の事柄等につきまして、現在のところ直ちに政令とか省令といふのを定めようといふ

ことは考えていないところでございます。
○久世公麿君 施行に關すること、非常に問題で、国民の皆さんは大変知りたいたいと思つて居る一つだろつと思つて居ますが、この前、閣議議員が質問になりました。一會計年度の収入の額が寡少であり、文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて定める額の範囲にあるときには云々と、こういう規定があるわけでございます。この前の御答弁を聞いておりましたが、関根さんの御郷里の氏子總代とか鎮守の森とか、そういうお話がございましたけれども、どうもまだ漢としておられます。これを私は速やかに、法律が公布になったらすぐにも宗教法人審議会を開いて、ぜひこれを決めていただきたいと思います。そうでないと国民の間に不安があると思つて居ます。

ただ、私が頭の中で考えて、こんなのはどうだろうかと思つて居る案を申し上げますので、それについてどうお考えか、感想をお聞きしたいと思います。

なかなか金額を示すのは私もよくわかりませんが、そういう鎮守の森の神社とか、あるいは普通の町や村にある神社とか、都市にある神社とかお寺とか、どのくらいのものかよくわかりませんが、例えば、一つは宗教法人の中で公益事業、すなわち美術館を持つて居るとか、あるいは学校を経営して居るとか幼稚園を経営して居るとか、あるいは収益事業をやつて居るとか、駐車場をやつて居るとか不動産の貸し付けをやつて居るとか、そういう法人は除外といふんですか、そういうことを行つていない宗教法人、これが一つ。

それから第二番目には、専任職員がいない宗教法人、あるいは家族だけで運営をして居る宗教法人、あるいはよく町や村にあります、学校の先生だけどもお盆のときにバイクでけさを着てお経を上げに行く、そういうような兼業で町中でまじめにやつて居る宗教法人、そういうグループ、これが小規模な一つの目安じゃなかるうか。

それからもう一つは、規模の小さい宗教法人、これが一体何百万円なのか一千万円なのか、そこ

はよくわかりません。これは、小規模企業者についていろいろ税制上の特例もございすから、そういう一般の小規模事業者というような物差しもあるんだらうと思ひます。ひとつ今のうちからそれをよくお考えいただきたいと思うのでございすが、いかがでございませうか、文部大臣。

○国務大臣(島村宜伸君) 大変貴重な御意見でございすので承つておきます。また、私も考え方としてはほとんど同じ考えに立つております。

○久世公麿君 この宗教法人法、それこそ昭和二十六年以来、いろんな行政不服審査法とかそういうものができれば宗教法人法を変えておられますけれども、主體的に変えるのは今度が初めて。ですから、今度の改正は非常に最小限でございす。文化庁の事務当局はさぞや大変だつたらうと思ひます。聞くところによりますと、かなりほかの課からも応援部隊が来て法律を作成し、そして国会の審議に当たつたと承つております。

さて、いよいよこの宗教法人法がございす、その予算とか人員とか組織とか、そういうことは一体どのようにお考えでございませうか。また、きのうかおととい、平成会の方の御質問にもありましたように、私もこの宗教法人の研修の冊子を見せていただきましたが、全国を五ブロックに分けて、そして都道府県関係者も集め、同時に宗教法人も集めて本場に親切に研修をしている、そういう実態も承りました。そうすると、行政改革の時代ではございすけれども、ある程度の拡充も必要かと思ひますけれども、そのあたりをどうお考えでございませうか。

○政府委員(小野元之君) 今回の法改正でございすけれども、所轄庁の区分の変更に伴ひまして、複数の都道府県で活動を行つていらつしやる宗教法人、単立の宗教法人等が文部大臣所轄になるわけにございすけれども、こういった所轄庁の変更に伴ひまして事務量の増大が私ども文化庁としても考えられるわけにございす。

うためには、この事務量の増大に伴ふ必要な人員体制の整備ということも私どもは考えなければいけないと思ひまして、八年度でございすけれども、予算要求をお願いをしておるところでございす。

それから、御指摘のございました宗教法人の方々あるいは各都道府県の担当者の方々、こういった方々に対する研修につきましても充実を図る必要があるというふうにお考えを承つて、これも概算要求の中に研修会の充実のための所要の予算をお願いしておるところでございす。

○久世公麿君 ちよつとついでにお聞きしたいんですけれども、これは文部大臣と文化庁長官、文化庁が所管をされるにはいろんな歴史的な推移があつたことは私も存じておりますが、教育と宗教、文化と宗教、そういうような関係の中において文化庁が所管されるんだったら、例えば国会でございす、当然外局長が各局長と並んでほかの省庁では政府委員になつております。国会の答弁もされております。ところが、文化庁長官と国税庁長官、まだほかに二、三あつたかも知れませんが、それは一体どういう理由なんですか、お聞きしたい。

○政府委員(小野元之君) まず、いわゆる宗教行政を文化庁で行つてゐる経緯でございす、これにつきましましては、戦後、宗教課は最初の時点で社会教育局に置かれておつたわけにございす、その後、大臣官房、それから調査局の所管になつていたことがございす。

そして、昭和四十一年に文化局を設置されたわけにございす、この時点で宗教行政を担当する宗教課につきましましては、文化現象に関するものだという理解のもとに文化局の所管になつたわけにございす。その後、現在の文化庁が昭和四十三年にできたわけにございすけれども、この文化庁の設置に伴ひまして宗教課は文化庁に所屬するということになつておるわけにございす。

が全体の所掌事務を統括されるわけにございすけれども、文化庁長官は大臣の監督のもとに文化庁に属する所定の事務を行うというものでございす。

私も政府委員の任命については詳しく承知してないわけにございすけれども、文化庁の所掌事務は大変幅広うございす、対外的にも国内におきましてもさまざまな儀式その他の重要な事項もあるわけにございす。現在のところ長官がそういった表の面での文化行政を担当なさる、内部管理といひますか、法律事項とかそういったものは現在の時点では次長が主として携わらせていただいておるといふふうに私は理解をしております。

○久世公麿君 どうも若干疑問にも思ひますが、次の質問に移らせていただきたいと思ひます。

宗教法人に伴う行政体制、今でも都道府県でかなりの仕事をやつてゐるわけにございす。現在でも地方交付税で措置がされておると承つておりますが、この宗教法人法の改正、単に逆から言ひますと都道府県知事から所管が移つていくわけにございす、同時に貸借対照表とかこういう提出の書類というものも見なければいけない、送付をしなければいけない。いろんな事務も重なると思ひますが、そのあたり、地方交付税上の措置と申しますか、財政的な問題を自治省としてはどのようなお考えになつておられますか。政府委員、○政府委員(遠藤安彦君) お答えを申し上げます。

現在、宗教法人に関する事務につきましましては、通常各都道府県の総務部の文書関係の事務を担当する課で所管をしてゐる場合が多うございす。したがつて、その経費につきましても、普通交付税には「その他の諸費」という費目があるわけにございす、その他の諸費の細節の文書広報費で措置をいたしております。

して、具体的には人口七十七万人の標準団体で文書広報事務の職員が三十五人ということでありまして、これは各都道府県の実態等とおおむね見合つてゐるところでありますから、そういう措置をいたしてゐるところでございす。

この宗教法人法の改正に伴つて、御指摘がありましたように、書類の受理などの事務が新たに生ずるといふようなことでもございすので、そういった関係の事務経費につきましても、今後文部省当局とよく協議をした上、事務量の増大等の状況に適切に対処できるような措置をしていかなければならないと思つております。

○久世公麿君 今回の宗教法人法の改正は国民からも大変期待をされてゐる面がございすので、いよいよこれの執行というのには文部省もまた地方公共団体も、ともに国民の期待にこたえられるように十分な体制のもとに行つていただきたいと思つてございす。

そこで、国と地方公共団体の関係でございす、宗教法人の所轄庁が文部大臣であるのと都道府県知事であるのと、これは本質的に私は何ら変わらぬと思ひます。ただ、昭和二十六年の宗教法人法の制定のときにも、たしか提案理由の中に、「宗教団体は、全国の都市、農漁村、山間僻地に至るまで、あまねく存在し」といふ、こういう文言が書かれております。非常に興味深いのは地域性が強い。ですから、一県のもののみは都道府県知事が所轄庁になる。同時に二府県にまたがるものは、これは宗教上の内容ではなくて行政のルールに従つて今回改正をしたんだと。

しかし、この機関委任事務、最近では地方分権の大きな流れがございすけれども、機関委任事務というものは、今各省庁はやたらに機関委任事務にしたがる。この中には、本当は機関委任事務じゃなくて団体事務というものもかなりあると思ひます。その点、この宗教法人法による文部大臣と都道府県知事の機関委任事務というのは、私が自分で考えておるのは、戦前からずっと一貫した本物の機関委任事務なんだと。といひます

のは、戦前に宗教団体法というのがありました。あのときにも地方長官という規定が置かれております。これはほかならぬ今の機関委任事務そのものだろうと思ひます。

そういう意味においては本質的な機関委任事務なんだから、そこはしつかりとやってもらわなければいけない。同時に、宗教団体、宗教法人は、地域的なものだから地域にも非常に関係が深い。どうかひとつ国も地方も、これだけ国民から期待を寄せられている宗教法人法の改正に当たって、十分な体制と、ある意味においては厳格に、ある意味においてはこの法律が真綿で包むような非常に丁寧な措置をしているやわらかい関係、それを十分わきまえて運用に努めていただきたいと思ひわけでございます。

今回の参議院における審議、衆議院でも若干議論されておりますが、参議院におきましては三日間、特に政教分離の問題をめぐって憲法二十条の解釈問題がございました。

南原繁という方がおられました。この南原さんは余り本を書いておられない方でございますが、昭和十七年に「國家と宗教」という本を岩波書店から出しておられます。この著書を久しぶりにひもといてみたわけでございますが、政治学者あるいは政治史学者として著名であり、この「國家と宗教」という本は私は不朽の名著だと思っております。

この著書によりまして、これは中世から近世にわたるカトリック主義とプロテスタント主義、いわゆるカトリシズムとプロテスタントイイズム、國家と宗教の関係というものを論ずる場合にこの二つの類型についてどう考えるか。この書物によりまして、プラトンの復興、プラトンの理想國家なりキリスト教の神の國、そしてカントの哲学、そういうふうに移つて今日に至る歴史が書かれていられるわけでございますが、この前、関根さんがここで言っておりましたように、國家と宗教との関係はある意味においては葛藤の歴史であったわけでございます。それは、宗教から國家を守る、そこに

政教分離のもととの発祥があつたんだろうと思ひます。極めて西欧の歴史、これがそれを示するものだろうと思ひます。

そこで、我が国におきましても戦前戦後を通じて政教分離につきましては歴史があるわけでございますが、憲法二十条は、これもまた関根議員が指摘をされましたように、マッカーサー憲法、その原文がありまして、それに由来するところはもう既に御高承のとおりでございます。

そして、戦後五十年がたつたわけでございます。今回の宗教法人法の改正、先ほど村山総理がおっしゃいましたように、何よりも社会、経済の実態が変わり、宗教の実態もまた変わつて広域化してまいりました。また、新しい宗教法人というのも出ております。どちらかといいますと古い宗教、特に仏教の場合においては、もともと各家には何々宗というのがあつた。それに対して新しい宗教は、國民を指導する新しい理念を持つておられる。例えば在家主義の仏教、古くからの出家による仏教ではなくて在家主義の仏教、家で先祖の供養をみずから行う仏教、そういう主義を唱えている立派な宗教団体もあるわけでございます。國民の宗教観についても変わつてきております。社会の実態も変わり、宗教そのものも変わつていまして、國民も二十一世紀に向かつて宗教というもの、そのあり方を論じているのが今日だと思ひます。

したがいまして、私は、憲法というのはやはり一國の一番の中枢でございますので、これは容易に変えてはいけないという原則もあるだろうと思ひます。大出法制局長官もたびたび答弁をされました。内閣法制局というところは昔から、かたくなに憲法の解釈を守る、そういういい伝統とともに若干固執をされるという面もあるわけでございます。きょうはあえて大出長官にお聞きしませんが、けれども、この憲法二十条、私は、社会が変わり宗教も変わる、その中において憲法解釈もおのずから変わるべきだし、変わらなければいけないと思つていられるわけでございます。

そこで、前々から官房長官も御答弁され、また総理も再々答弁をされております。そして、官房長官もおっしゃいましたように、大変これは重大な問題ですから、事憲法の問題だから、皆さんの議論、それから世論、國民の立場、そういうものを踏まえて慎重に検討してひとつ政府の見解を出したいという趣旨のことを何度も御答弁いただいたわけでございますし、総理からもまた御答弁を賜つたわけでございますが、最後にもう一度官房長官に、この参議院における三日間の論議を踏まえて、ひとつこれについての考え方といふか、方向性をお示しただけであればありがたいと思ひます。

○國務大臣(野坂浩賢君) 久世先生からの御質問にお答えいたします。

先生が御質問にお立ちになるということよく経歴その他を調査いたしました。大学でよくやられておりますし、大学の先生でもありますし、その道の専門家であるということも十分承知しております。

御案内のように、関根委員あるいは尾辻委員からも激しくお話がありました。また、野党からは白浜委員以下同じような御質問がございました。今おっしゃつたように、憲法は極めて重い、すべての法律の中枢である、したがつてめつたに解釈の変更というものはできない。だから、今までは一体どうなのかということも、私もお話を申し上げましたように、相当の期間をかけて勉強していかなきやならぬだろうというふうなお答えをいたしました。

したがいまして、かつての金森さんの発言なりあるいは春日一幸さんの発言もお話がありましたので、そういう点も全部ひもといて見てまいりました。現在では、総理が言つておられますように、この二十条の一項前段については、信教の自由の保障、そういうものについて國の機関が國權行使の場面に於いて宗教を介入し、または関与することを排除する趣旨と解しておるというふうなお話でございます。

したがいまして、この問題については、今お話がありましたように、世代も変わる、國民の考え方もある、また国会での十分な議論というものを踏まえてもつとつと勉強して、間違ひのない、皆さん方から理解されるようなことを考えておりますが、現在では、総理がお話しになったとおり、我々としては現憲法の趣旨を守つていこう、こういうふうな考え方をしております。総理の御答弁と軌を一にしておるというふうな御理解をいただきたいと思つております。

○久世公義君 たいま官房長官から御答弁を賜りました。私もきょう、おとといと承りました御意見と同じだと思ひますが、官房長官は今、相当の期間をかけて。相当のというのは役人がよく使う言葉なのでございますが、これは、官房長官の場合はなるべく早くというふうには私は理解をさせていたいただきたいと思ひます。

何よりも今、宗教法人法の改正で改めて憲法二十条の問題というものを私も議論しようとしていられるわけでございます。そして、この宗教法人法の改正は、冒頭総理がおっしゃいましたように、社会経済の実態が変わつてい、國民も変わつてい、そして既に戦後五十年の歴史が積みかかっている。そういう前提に立つて宗教法人法の改正を今、国会に出して、その場において憲法二十条の大きな原則が議論されている。そして、官房長官もおっしゃいました。國民の声も世論もよく聞く、国会の議論というものも十分検討して慎重に検討するとおっしゃいました。そのとおり理解をさせていただきますまして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○理事(松浦功君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、馳浩君が委員を辞任され、その補欠として太田豊秋君が選任されました。

○鎌田要人君 私からは、がらりと目先を変えまして、まず第一に、宗教法人審議会が昭和三十三年

年答申を出されたのでございますが、この答申についてお伺いをいたしたいのでございます。

と申しますのは、この昭和三十三年答申の要点といたしまして私が手に入れましたのはわずか半ページ項目書きだけのものではないかと、その答申についてお伺いしたいのでございますが、この要点を見ておりましたら、今度の法改正をほうふつとさせるものがあります。そこで、この昭和三十三年答申についてまずお伺いしたいと思っております。

事務的な問題が多いと思しますので、大臣はしばらくお聞きになっていただきまして、事務当局、文化庁の次長さんの方と私と問答いたしますので、その後で御感想をお伺いしたいと思っております。

まず、答申とありますからには諮問があったと思うのでございますが、その昭和三十三年の諮問、これをお伺いしたいのでございます。また、そういう諮問を必要とするに至った客観情勢についてもお伺いしたいのでございます。

○政府委員(小野元之君) お答えを申し上げます。三十三年の答申でございますけれども、これにつきましまして、昭和三十一年の十月六日に当時の清瀬一郎文部大臣から諮問をしているわけでございます。

この諮問に至ります経緯といたしましては、当時も宗教法人のさまざまな活動に対して新聞等でさまざまな批判もあつたようでございます。そういったことに関連いたしまして国会でも御議論がなされたというふうには伺っているわけでございますけれども、そういう宗教法人のさまざまな活動等について、昭和二十六年にできた宗教法人法でございますけれども、この昭和三十一年の時点におきましても改正等を、制度改善を考えるべきではないかという議論があつたというふうには理解をしております。

具体的な諮問でございますが、「宗教法人法における認証、認証の取消等の制度の改善方針について」ということで文部大臣から諮問しております。これには理由がついてございまして、昭和二十六年以来運営されてきたけれども、現今の社会事情、運営の経緯、そういったものを勘案し改善すべき余地があるということで、当時、問題点を三つ掲げてございます。

一つは、規則それから規則の変更、合併、解散等の認証でございますが、こういった現行制度、それからこれに関連する調査、報告等について検討する必要があるかどうかというの一点でございます。それから二番目が、認証の取り消しの現行制度について検討する必要があるかどうか。それから三番目が、その他現行制度について検討すべき事項があるかどうかということで、かなり幅広く昭和三十一年時点で諮問をしたというものでございます。

○鎌田要人君 そうしますと、今私はさらに重大だと思つて、この当時、認証制度の改善を中心とした諮問ということをお伺いしてよろしいのでございますか。

○政府委員(小野元之君) 実は、この諮問を受けまして、答申自体も十一項目にわたりかなり幅広い答申なわけでございます。そういうことで、認証だけが大きな課題であつたということではないと思われましても、いざしれども、幅広く三十一年の時点で宗教法人法の改善方針といふか、そういったものについて諮問がなされたというふうには理解をいたしております。

○鎌田要人君 この私が持つております資料によりますと、昭和三十三年の答申は、認証、公告、責任役員制度の建前については今直ちに改める必要はないが、運営上の事項等について次のような改善点があるとして十一項目の改善点が掲げられておりますが、これは間違ひございませんか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘のとおりでございます。○鎌田要人君 そうしますと、それが直ちに法制化されないで、今度御提案になつておる宗教法人法の改正案を見ますと、昭和三十三年でござい

すから、ことは昭和七十年、実に今から三十年以上前の答申が今ようやく目の見ようとしておると、こういうふうには考えられるんです。

それで、もう少し私にしゃべらせてください。この十一項目の中の一から六ないし七までのところはほとんど手が触れられておらないと考えていいですか。

○政府委員(小野元之君) この三十三年の答申でございませぬけれども、この時点で審議会としてはこういった答申が出たわけでございますけれども、当時の社会状況、それからさまざまな宗教法人の実情といったものもございまして、この答申自体はこの時点で法制化がなされていなければいけません。そういった意味におきまして、御指摘ございました一から七までの項目でございませぬが、それぞれ改善といひますか法律改正といったような形での改善はなされていなくてございませぬ。

○鎌田要人君 その点は事務方でございませぬから深く追及することはやめまして、この十一項目の中で、「宗教法人審議会の機構を改めること」、「それから宗教法人に対する調査及び報告の取扱いを明確にすること」、「それから十項目の先ほど問題になりました「包括宗教法人の所轄を改めること」、「それから十一、「被包括関係の廃止に関する取扱いを適正にすること」、「こういった重大な提言がなされておるわけですか。こういった重大な取扱いの改正に直接結びついておると、こういうふうには考えていいんですか。そのところを事務的に伺いたいと思ひます。

○政府委員(小野元之君) 与謝野文部大臣当時、宗教法人審議会に今回の制度改正について検討をお願いしたわけでございますけれども、その時点でも昭和三十三年にこういう答申が出されておるといふことは審議会にも御報告を申し上げておるところでございませぬ。その昭和三十三年の時点で審議会として改正すべきだといふ答申を出されておるわけでございますが、これはそれ以降一つの意味では宿題という形になつておりましたの

で、こういったものももちろん念頭に置きながら審議会においてはいろいろ審議をいただいたというふうには理解をしております。

その意味で、御指摘ございました第八項の「宗教法人審議会の機構を改めること」、「それから第九項の「宗教法人に対する調査及び報告の取扱いを明確にすること」、「それから十番目の「包括宗教法人の所轄を改めること」、「こういったことにつきましまして、この答申が出ました時点と現在の時点におきましてはもろろん社会状況、宗教法人の実態といったものも違つておるわけでございますが、このままといふことはございませぬけれども、これに関連した事項については今回の審議会の報告、それから改正法案の内容等について一部取り入れさせていただいておるといふものでございませぬ。

○鎌田要人君 それで、当時は、三十三年ですから、三十七年前のことですから、あなたももちろん役人にもなつておられなかつたところでございませぬから、こういうことをしつこく聞くのはあるいは見当違いかもしれませんが、特にこの答申の「包括宗教法人の所轄を改めること」、「それから「被包括関係の廃止に関する取扱いを適正にすること」、「これはその当時の、昭和三十三年当時の答申が生きておると考えていいんですか、それとも今度の報告がこの主軸になつておると、こういうふうには考えていいんですか。そのところをもう一遍お伺いいたします。

○政府委員(小野元之君) 昭和三十三年に出された審議会の答申でございますけれども、これはもちろん答申という形で出されたわけでございますから、そのこと自体は生きておると私は考えております。

ただ、今回、法改正をお願いしております宗教法人法の一部改正法につきましては、これももちろん参考にしたわけでございますけれども、ことし開かれました宗教法人審議会、現在の宗教法人審議会が九月二十九日にお出しいただきました報告、これが具体的な内容でございまして、その内

容でございませぬ。その内

容を忠実に法制化しておるといのが現状でございます。

○鎌田要人君 あなたに言ってもしょうがないんですが、審議会の答申というのをそんなに簡単に軽く扱われることはないよ。これは審議会の委員さん方が一生懸命それこそ自分のこととしてやっておられるわけですから、その答申を三十七年間もほったらかして今度形を、私はその答申の趣旨も十分酌まれておるとい回答を期待したんですが、それはいいですね。それを一つ注意を申し上げて、次の質問に移ります。

そこで、今度の、平成七年の宗教法人審議会の報告についてお伺いをいたします。

まず第一に、昭和三十三年は答申でございまして、諮問を受けての答申。今度は報告というところとございまして、この間の事情あるいは前回の答申との異同についてお伺いをしたいのでございませぬ。

○政府委員(小野元之君) 今回、宗教法人審議会におきまして宗教法人制度の見直しの審議をお願いいたしましたけれども、この審議の検討に当たりましては、当時の時点でございますが、宗教法人法の改正を必ずしも前提とするものではないけれども、できるだけ幅広く御審議をいただきたいということで前与謝野文部大臣から要請をお願いしたわけでございませぬ。そして、審議会におきましては、こういった文部大臣の要請を受けて審議、検討を行って、その結果を報告として取りまとめいただきまして大臣に提出されたものでございませぬ。

今回は諮問、答申という形ではございませぬけれども、今回の報告につきましては、法七十一條二項に言っております承認その他、審議会の権限に関連する事項ということで文部大臣の検討要請を受けまして、建議の一形態でございます報告という形で審議会としての御結論をいただいたものでございませぬ。

○鎌田要人君 そこで、今度の改正案に織り込まれた答申の事項についてでございますが、まず第

一は宗教法人の所轄のあり方についてであります。この点につきましては先ほどの同僚久世議員の御質問に尽きるので、私からはただ一点だけお伺いをいたしたいと思ひます。

それは、この包括宗教法人の所轄を改めることという点につきまして条文が非常に読みづらい。これも久世さんから話があったとおりでございませぬが、この第五條の第二項中の一号から三号までがおわかりの方は本当に少ないんじゃないかと思ひます。私も先ほど久世さんの質問を聞いておりまして、どの法人がどれに当たるのか、どの宗教法人がどれに当たるのか具体的に示せと言われると、これはおれは困っちゃうなという気持ちが起こります。

この点につきまして、例えば今問題になっておりますオウム真理教、まあこれはもう解散を命ぜられましたから一応問題がありませんが、例えばオウム真理教をこの一号、二号、三号で読むとすればどれに当たるのございませぬか。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ございましたが、オウム真理教でございますが、オウム真理教は単立宗教法人だと思ひますが、他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人ということで、第一号の法人だということに理解をいたしております。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕

○鎌田要人君 そういうふうにご一号、二号、三号というのを一々あなた方に聞かないとどれに当たるのかわからぬという法律の条文というのはまさにお上の法律の条文でありまして、民間の我々にわかりやすい法律をつくられることを考えられるべきです。それを一つ苦言として呈しておきます。

そこで次に、情報開示のあり方、あるいは設立後の活動状況の把握のあり方、あるいは収益事業の停止命令等に関する報告徴収、質問、こういった等の規定を新設することとされておりますが、これ、先ほど申しました昭和三十三年答申の項目九に「宗教法人に対する調査及び報告の取扱い

を明確にすること」とありますね、それとの関連はどうでしょうか。

ですが、役人の先輩からしますと、少し文部省が小さくなり過ぎていっているのではないかと。調査、報告というのは当然胸を張ってやられるべきことなんですよ。それはここからちょっと後ろの人たちと意見が違うのかもしれないが、宗教法人は治外法権じゃないんですよ。日本国の行政の中において、政治の中において……(何を言っているの)と呼ぶ者あり(何を言っているの)とおっしゃいます。あなたがたの方のおっしゃっていることを聞いてみると治外法権としか見られない。そういうことを我々は非常に心配しているんですよ。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ございました。今回の改正の部分でございますけれども、御指摘ございましたように、三十三年の答申では、宗教法人に対する調査及び報告の取扱いを明確にすること。というところで、当時の時点といたしまして、所轄庁は宗教法人の業務及び事業に関して報告を求め、あるいはそういった報告について実情を調査することができるよう明記すること。ということが三十三年の答申では指摘をされておるわけでございます。もちろんその時点におきましても、「ただしその実施に当たっては、宗教団体の宗教上の事項にわたらないことは当然である」ということを付しなげらる、そういった調査や報告の取扱いを明確にするということも三十三年の時点で宗教法人審議会は答申されておるわけでございます。

何か所感があつたら。○政府委員(小野元之君) 宗教法人を治外法権にしてはいけないということはお指摘のとおりでございます。今回、オウムの事件で宗教法人法が必ずしも十分ではないということが明らかになつたわけでございますけれども、その点を踏まえまして、私どももいたしましては、信教の自由を最大限の配慮をしつつ、しかし必要最小限度、所轄庁として必要な例えれば報告をいたさず、認証後の活動状況の把握をする、それから所轄のあり方の問題、それから収益事業の停止命令等に関する報告徴収、質問、こういった形で、最小限度でございますけれども、少なくともこれだけの規定は所轄庁が責任をきちんと果たしていく上で必要だということもございませぬ。審議会の報告をいただき、法改正の本身に盛り込んでお願いしてございませぬ。

もちろんこういったことを踏まえまして、今回の法改正におきまして、所轄庁が毎年度財産目録や収支計算書等の財務関係書類等を御提出いただくというのを御願ひしているわけでございますけれども、その趣旨はまさにこの三十三年の答申にも同じ考え方があつた。三十三年と現在では事情等も違つたわけでございますけれども、現在の審議会においてこの第九項を十分踏まえになった上で、現在の報告徴収あるいは質問権といった部分、それから毎年度の財産目録、収支計算書等の提出、そういったものを今回の改正法の中にお願ひしているというふうな理解をしていられるものでございませぬ。

○鎌田要人君 それではあなた方は非常に結構だと思つておられます。信教の自由ということに大事にされる、それを役所として非常にお守りになつておられる。それが、やや私なんか、こう言っちゃ変

範囲の問題です。

これにつきまして不明確であるという批判がありますが、この言葉は既に現行法の例えは三十四条、四十四条、こういったところで信者その他の利害関係人という言葉は使われており、それは間違いのないですね。

それで、現行法の中に用いられている言葉を今度お使いになられて、それについていろいろ不明確だと言われていることについて、皆さん方の事務的な御見解をお伺いしたいと思っております。

○政府委員(小野元之丞) 委員御指摘でございますように、信者その他の利害関係人という言葉は今回初めて使うものではございませんで、既に宗教法人法の中に規定があるものでございます。したがって、信者その他の利害関係人の概念自体はそれぞれの条文で規定があるわけでございませぬけれども、この閲覧請求権が認められる信者その他の利害関係人につきましては形容詞といましか限定がついているわけでございまして、正当な利益があり、不当な目的でない、この二つの条件がござっております。

そういう意味で、信者その他の利害関係人は、御指摘ございましたようにほかの条文にも、財産処分等の公告等についても、公告の対象になる信者その他の利害関係人といった形で既にありまして、ございまして、私どもとしては必ずしも不明確なものではないというふうに理解をいたしております。

○鎌田要人君 次に、これは官房長官にお伺いしたいのですが、オウム真理教の信者の社会復帰の問題、これについてでございます。

オウム真理教の信者の方で、いわば迷妄に目が覚めて、それで社会復帰したいところ、ところが、その人に対する世間の目はそれは冷たいですわね。ほんまものか、ほんまに改悔したのかどうかわからぬぞという気持ち、そういう気持ちを初めとして、これから社会復帰していくのにはいろんなトラブルがあるというところは、これは予想される

その場合に、例えば職業を紹介してあげるとか、あるいは教育関係でいろいろ社会教育も含めてしてあげるとか、そういった縦の系列の対応の前に、そういう人々に対して、これは私は市町村だろうと思うんですが、市町村で全般的な、あなたはそういうことだったからこちらへ来なさい、あなたはこういうことだったからこちらへ来なさい、そういう指導も含めまして市町村が第一義的にはそういうことをしなけりやいかぬのじやないかと、そういうことで考えておるのでございませぬが、この点につきまして官房長官の御意見を伺いたしたいと思っております。

○國務大臣(野坂浩賢君) 先生の御質問にお答えいたします。今お話がありましたように、オウム真理教をめぐる事件、教団を脱会して社会復帰をしようとする方々あるいは子供さんの状況、世間は冷たい、御指摘のとおりでございます。だから、また教団に帰るかというような事態にならないように我々は配慮していかなきゃならぬ、当然だと考えております。

そこで、六月に、内政審議室長を長といたしまして、関係省庁の局長を中心にして対策委員会を持っております。ちなみに、警察庁、法務省、文化庁、厚生省、労働省、建設省、自治省、こういう方々にお集まりをいたしまして連絡会議をつくり、山梨県等からの要望もございまして、それぞれ職の問題とかあるいは更生の問題とか、一つ一つに温かく対応して、世間は冷たいということ、考え方で今日まで五回にわたって議論をし対応をしておるところでございます。

○鎌田要人君 この点につきましても、言葉は適当でございませぬが、罪を憎んで人を憎まずという気持ちで慎重に御配慮をお願い申し上げたいと思っております。それからもう一つ、これは法務大臣にお伺いたしたいのですが、今度の宗教法人法の改訂部分に改正法律案に関連いたしまして、破防法の改

正をすりゃいいじゃないか、それで足りるという御意見があるようでございます。(七九%ある)と呼ぶ者あり七九%あると後ろの方で言っておることも事実でございますが、七九%か二〇%か〇%か知りませんが、私は、宗教法人法の改正と、それからやはり破防法の改正が、共産党の皆さん方が昔の共産勢力の撲滅のために破防法というものがあつたということであれば、それにかわる法律でもいいんです。要するに、オウム真理教というのが非法人格、法人格を持たない民間の宗教団体として活動する余地は十分あるわけですね。そういうものに対して、やはり絶滅をさせるということが必要だと思っております。

そういう意味では、宗教法人法のこの改正は改正として当然行われるべきだと。これは先ほど言いましたように、宗教法人法を改正せよということ、今日の宗教法人法の改正へのいわば原型的なもの昭和三十三年に言われていたんですね。それを三十七年間はほつておいた。これは私は世間一般、日本国民全般の責任でもあると思うんです。でありますから、私は、昭和三十三年の古めかしい答申を引っ張り出して延々とやったのはその気持ちがあつたんです。

それはそれといたしまして、破防法あるいはそれにかわるべき法律で今のオウム真理教を、極端なことを言いますと国民の迷妄の対象から排除したい、そういう気持ちが私は非常に強いものですから、この点についてどうお考えか、法務大臣の御意見を伺いたしたいと思っております。

○國務大臣(宮澤弘君) 御承知のように、ただいま宗教法人法に基づきましてオウムについては裁判所から解散命令が出ておりますが、係争中でございませぬ。解散命令が確定をいたしましたもオウム真理教が任意団体として行う活動まで規制をされるわけではございません。仮に破防法ということを考えますと、破防法による解散指定の処分というものが確定をいたしました、その効果は、当該団体の構成員等が団体の

ためにする行為というものが禁止をされるわけでございます。

破防法はそのような効果を持つておりますが、申し上げるまでもなく、破防法の適用につきましては国民の基本的な人権にも関係をする問題でもございませぬので、法と証拠に基づいて厳正かつ慎重に判断されるべきものだとおっしゃっております。

私といたしましては、この問題についてできるだけ早く結論が得られるように努めてまいりたいと思っております。

○鎌田要人君 破防法の関係について法務大臣が非常に慎重な御姿勢であることは、それはそれとして私は評価いたしますが、やはり問題は、オウム真理教のようなこういう問題が今日国民の間に非常に重圧になつておる。それを排除するためにありとあらゆる法律の手段を使い、もちろんその背景にありますのは国民の良識という問題であります。この混沌とした世の中の世相を見ますと、さうばかりも言えない。だから法律の手段としてもやるだけのことはやるべきだ、そういう意味で申し上げた次第でございます。

以上で私の質問を終わります。午後一時三十分まで休憩いたします。午後一時三十分まで休憩いたします。午後一時五十分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(佐々木清君) ただいまから宗教法人等に関する特別委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、宗教法人法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○山下栄一君 平成会の山下でございます。平成会を代表いたしまして質問をさせていただきます。と思っております。
参議院における宗教法人法の改正論議が二十一日の本会議趣旨説明、代表質問からスタートしたわけでありませぬけれども、極めて異常な、また異

様な雰囲気の中で行われております。

審議の冒頭から特定宗教団体の攻撃、ねらい撃ちをするような質問が続いております。審議スケジュールについても、二十二日の委員会の趣旨説明を委員長職権で強行いたしました。我々は、これにつきましては不信任案を出しまして抗議したわけでございます。また、昨日も委員長の職権で委員会を散会せず休憩とし、与党は参考人問題の採決を強行する構えを見せたのであります。このような与党の数を頼んでの強権的な国会運営に対し、昨日も強く抗議し、今ここで改めて強く抗議するものであります。

改正案の中身につきまして幾つか質問をさせていただきます。昨日も、我が会派の魚住議員からも改正案の中の一つでございます提出義務につきまして質問がございましたけれども、時間の都合で途中で終わっておりますので、残りの部分を少しさせていただきます。き

だきたいというふうな思われたいでございます。き

のうも質問があったわけでございまして、担当の方の答弁が非常に中途半端な答弁内容でございましたので改めてさせていただきます。要するに、現行法で宗教法人に対して備えつけ義務を課している書類、これを所轄庁に提出させる義務、これが今回改正点の一つになっておるわけでございまして、現行法では提出義務を定めなかった理由があると私は思っております。

(委員長退席、理事松浦功君着席)

あえて信仰の自由、宗教の自由を守るというこの観点から所轄庁に提出義務を課さなかったと、このように理解しておられるわけでございますけれども、現行法で提出義務を定めなかったのはなぜか、このことについて大臣にお聞きしたい、このように思います。

○政府委員(小野元之君) 現行法で提出義務を定めていないのに今回なぜ定めるのかという御質問でございますけれども、現行法で書類の提出、備えつけを義務づけておるといふことはあるわけ

でございますけれども、それを所轄庁に対して提出義務はないというのは御指摘のとおりでございます。

これは、立法当時、昭和二十六年の時点の状況でございますけれども、この時点におきましては、規則の変更でございますとか合併、任意解散の認証、それから一定の登記事項の届け出等、このういつたものが現行法で規定として設けられておるわけでございまして、そういう規定によりまして認証後の宗教法人の実態把握についてはこの時点においてはこれだけで足りる、実態の把握がある程度できると。そして、二十六年当時の時点におきましては、こういった今定められております権限を適正に行使することが可能であるというふうな考えまして提出を義務づけていないものでございます。

したがしまして、この書類を新たに義務づけるから、そのことが信教の自由を侵害するという点ではもちろんないわけでございます。

○山下栄一君 文部大臣、十一月一日からですか、その前の十月三十一日から衆議院でも本会議からスタートいたしました、今回の法改正の論議のやりとりはもう繰り返して行われてきているわけ

です。それで、この改正案の提出の最高責任者である文部大臣も、この法改正を実現するためにさまざまな勉強もし答弁に備えておられたと、こういうふうな思われたいでございますけれども、僕もこの二十七日から聞いておりました、肝心なことになると専門家に答えさせると、こういうふうにおっしゃるわけですか。法改正案の最高責任者として、専門家になんというのをおかしく私は思われたいでございます。大事なことは専門家に答えさせる、そういうのじゃ困るわけでございます。私の質問につきましては大臣からお答えいただきたい、このように思われたい。

○政府委員(小野元之君) 今回、宗教法人に備えつけの書類の提出義務を課した目的、何のために提出させるのか、このことについて、大臣、お答え願いたい。

○国務大臣(島村宣伸君) 初めに申し上げておきますが、私は確かに宗教法人法の改正案を提出するににつきましては私なりの勉強はさせていただいておりましたが、文部大臣の仕事というのはそればかりではございません。例えば、私は、就任以来、もう北海道だけでも三回行っておりますし、全国各地かなりいろいろなところを飛んで歩いておられます。いじめの問題もありませんし、教育改革の問題もございまして、細部にわたり、あるいはより専門的なことについては、いわば審議会のいろいろな御審議の経過等をよく踏まえて承知いたしております文化庁次長に御答弁させる方が礼にかなう、こういう意味も含めて、私の方はそういう場合には文化庁次長から答弁させていただきます。この点をまず御理解いただきたいと思います。

それから、今回、いわば備えつけ書類を提出しただけということ、これも今まで再三いろいろな答弁にも出ておること、ございまして、けれども、今は、例えば収益事業の停止命令とか認証の取り消しとか、あるいはまた解散命令の請求等、七十九、八十、八十一条と法は規定してございまして、その実態の把握が全くできないというのが現実でございます。

それで、この法は、制定当初は宗教法人も規模も小さかったし、いわばそれぞれの地域で御活動いたしたくというのがほとんどでありましたから、そういう意味では当初はそれでよかったですから、ま

せんが、今日のように、これだけ世の中が変わり、宗教法人の実態も変わり、広域化してきて複雑化してくれば、当然所轄庁としてはある程度の実態把握をしておく必要がある、そのことによつて今回は、この備えつけ書類の御提出を願うというところが例えば宗教法人審議会の御報告の中にも出ておる、こういうこと、でございます。

○山下栄一君 先ほど、専門家としての文部大臣、宗教法人法の改正案については私は専門家であると思われたい、それについては大臣から答えてほしいと、このように申し上げた

わけでございますが、詳しく知っている事務当局から答えさせるのが、私はいろいろとほかにも仕事がある、礼儀を失すると、こういう発言があったわけですけれども、事務局の方じゃなくて法改正の最高責任者からお答えいただく、これが私は礼儀であると、このように思われたい。

今回のこの臨時国会の文部省所管の法案はこれ一つでございますから、今のところ、したがしまして、改正案提出の最高責任者としてしつかり答えていただきたい、このように思われたい。

実態把握のために、状況はもう変わった、実態把握をする必要が出てきた、そのために備えつけの書類を提出させるんだと、こういう御答弁でございますけれども、ということは、現行法では今まで全く認証後は把握をしておらないと、こういうことですか、大臣。

○国務大臣(島村宣伸君) 備えつけ書類の義務づけはあつても閲覧権を持たないということは御存じのとおりです。したがって、知るすべがなかったということがあります。

それから、今ほどのお話でございますけれども、議事録としてきちんと残る、そのことをもとにまた質問や、あるいは時には究明をされることもあるわけでございまして、無責任な答弁はできないわけですから、そういう点も御理解いただきたいと思われたい、これは国会の、今までの議会の運営の中にも決してまれなことではないわけでありま

す。○山下栄一君 無責任な答弁は困るわけでございます。責任ある答弁を大臣からお願いたしたいと、こういうこと、でございます。

それで、閲覧するすべもなかったというお話でございますけれども、文部省のみならず、都道府県の認証事務の担当の方からこういう場合はどうですかという質問があつたときに、その回答として、例えば宗教法人の了解が得られれば報告を徹したりあるいは事情を聴取することができると、

このように昭和四十一年に文部省が既に都道府県からの質問に対して回答をしているわけでございます。

それに基づいて、その宗教法人の了解を得て報告を徴したり、また質問をしたり、現地に行つて確認したり、そういうことを通して今までも文部省はやつておられるわけでございます。認証をして以後何も実態把握も掌握もすべて全然やつてこなかったということではないわけですが、現行法でも、この点についてはどうですか。昭和四十一年に既に文部省は回答されておられるわけですか。大臣、答えてください。

○政府委員（小野元之君） 昭和四十一年の時点で、御指摘ございましたように、これは秋田県の総務部に対してお答えしたものでございますけれども、所轄庁として規則の適正な運用について指導監督の責任があるということで、宗教法人の御理解が得られれば、同意を得た上でいろいろお聞きをする、あるいは資料をいただくということももちろんできるわけでございます。ただ、これは同意が得られればという前提は、もし同意が得られなければ、所轄庁としては知りたくと思つても、それは資料を得ることができないわけでございます。

現行法で、先ほども御答弁申し上げましたように、規則の変更をいたしますときでございますか、それから一定の登記事項の届け出があるとき、こういった場合、非常に限られておりますけれども、認証後若干の情報が得られる機会はあるわけでございます。

○山下栄一君 だから、この認証事務、宗教法人として認証した後、現行法でも実態把握のすべもあつたし、既にそのような通達ももうやつておられるわけでございます。そんなもの全然掌握できてない、すべもないということはないわけですか、その辺の大臣の認識を変えないかぬわけですか。今もどうですか。

大臣、宗教年鑑御は存じですか、宗教年鑑という本は、どうですか。

○國務大臣（島村宣伸君） 承知いたしておりました。

○山下栄一君 これはどこが発行し、どこがそういう調査をし、本になつておられるわけですか。大臣、どうですか。

○政府委員（小野元之君） 宗教年鑑につきましては、午前中の御質疑もございましたけれども、私どもの方で宗教法人にお願いをいたしました一定の事項について御回答いたしたい、それを書類としてまとめてオープンにしておるものでございます。

○山下栄一君 文化庁の担当から、そういう各宗教団体の信者数とか教会数とか教師数とか、そういうことを具体的に問い合わせをやつておられるわけですか。実態把握の努力をやつておられるわけですか。全くだまさないことにはないわけですか。それをしっかりと確認せなだめです。大臣、それは。その次です。提出させてそれをどうするか。全国十八万、今回文部省所管はふえんと思つてすけれども、各宗教法人から備えつけの書類を、収支計算書、財産目録等を提出させてそれをどうするかという事です。何のために提出させるのか。どうですか。

○國務大臣（島村宣伸君） 文部省であれ地方自治体であれ、所轄庁という立場に立てば、一たび認証を与えれば法人格を与えたという責任があるわけですね。したがって、ある程度の実態把握は必要だと、こういうことでございます。

○山下栄一君 今さっき言いました。ある程度の実態把握はもう既にやつておられるわけですか、さまざまな形で。宗教年鑑をつくるための実態把握もやつておられるし、そして任意の報告徴収もできますよ、質問もできますよ、現地へ行つて確認もできますよというのを文部省は回答しているわけだから、ある程度の実態把握はやつておられるじやないですか。

これを提出させて、文部省の文化庁の役所に積んでおくわけはないと思つてますよ。そうでしょう。それを、いろいろと問題点が見つかったと、

指導したくなるわけですか。だから、具体的にそれを集めて、たくさん書類をどうされようとするわけですか、大臣。

○政府委員（小野元之君） 財務関係書類等について提出を義務づけるということをお願ひしているわけでございますけれども、その趣旨は、宗教法人がその目的に沿つて活動しておられるということを所轄庁として継続的に把握をする、そして宗教法人法を適正に運営することができるようによりまして、趣旨があるわけでございます。これによりまして、所轄庁といたしましては、先ほど申し上げましたように、任意でお答えいただける場合ももちろんできるわけでございますけれども、拒否なされればそれは全くできないわけでございます。

そういうことでございますので、宗教法人が認証後、毎年度その目的に沿つて活動しておられるということを継続的に把握できるということで、所轄庁が責任を果たしていく上で最小限度必要な改正であるというふうにご考えているところでございます。

○山下栄一君 様式についてもどういう形で報告させるのか。統一のものでもやるのか、それとも各宗教法人の報告のそれぞれの方で報告させるのか、その報告の様式ですね。大臣、お答えください。大臣、だめです。何遍も繰り返して質問している内容なんだから、逃げたらだめですよ。大臣、答えてください。

○國務大臣（島村宣伸君） せつかくの御要望ですけれども、質問通告も何もなさらずにいきなりの細かい点をいろいろつかれても、こちら責任ある答弁ができません。通常の方々は皆さんそういうことをあらかじめ、責任ある答弁を求めるために質問通告をなさるわけでございます。この点だけは御理解をいただきたい。

○理事（松浦功君） 小野文化庁次長。○山下栄一君 いいですよ、もういいですよ。（発言する者多し）私は答弁求めてませんから、大臣答えてくださいましたから結構です。

○理事（松浦功君） いいんですか。○山下栄一君 結構です、いいです。こういう質問は初めてと違いますね。もう今までも何回もされておられるんですよ。だから答えなだめです。

提出させてどうするかということ、国政調査権と役所の守秘義務との問題があるわけでございます。これについても既に衆議院等でも質問があつたわけでございますけれども、この基準はつきりしてないわけですが、議会の国政調査権として役所の守秘義務とどちらが優先するのかわからない基準もつきりしてない。大きな問題点の一つでございます。

これを例えれば各党の都合で、多数を頼んで言つてもいいと思つても、党利党略で、国会の方で国政調査権を発動して各宗教法人の実態を質問したときに、これを文部省の方でどういう基準で答えさせるのかということですね、それについてお答え願ひしたい、このように思つております。

○政府委員（小野元之君） 提出いただいた書類のそれにつきまして、もちろん所轄庁といたしましては公務員でございますから守秘義務があるわけでございます。これに対して、国政調査権でそれを提出せよということがあつた場合どうなるのかという御質問でございますけれども、今回の宗教法人法の改正によりまして、所轄庁に提出される書類の内容につきましては、公務員の守秘義務によつて保護されるべき秘密に属する場合があります。一方、国政調査権に基づく要請があるわけでございますけれども、これにたいして職務上の秘密を開披するかどうかということにつきましては、守秘義務によつて守られる公益、それと国政調査権によつて得られるべき公益、この二つの公益があるわけでございますけれども、これを個々の事案ごとに比較考量することによつて決定すべきものというふうにご考えておられます。

したがって、今回の法改正によりまして、提出を求める書類の中身について、国政調査権に

基づいてこれを出せという御要請があった場合の取り扱ひでございませぬけれども、これは個々の事案ごとに判断すべきものだといふふうに考へております。一概に言えないわけにございませぬ。

ただ、一般論として申し上げれば、これらの書類の内容が秘密に属するといふふうに認められる場合には、これを開披するという事は控へざるを得ない場合があるといふふうに考へておるつもりでございます。

○山下栄一君 ですから、個々の状況によつて国会の場に明らかにする場合としない場合がある、それは文部省で決めるんだと、こういうことでございませぬから、極めて基準が明確でない、大きな問題である、このように思ふわけにございませぬ。多数を占める与党の都合でどうにでもなる、こういうふうな実態が明らかになつたと、このように思ふわけにございませぬ。

次に、文部省の場合は、今回の法改正に備へて、提出させるその書類に対応するために担当職員の方の増員を既に予算で要求されておる。五人ふやさんだといふふうな備へをされておるわけにございませぬけれども、都道府県の場合は、これは同じように事務量が膨大にふえてくる、こういうふうな事に思ふわけにございませぬ。こういうことは当然きちんと役所間の連絡体制で備へがされておるのではないかと、こういうように思ふわけにございませぬが、自治大臣、よろしくお願ひします。

○國務大臣(深谷隆司君) 今回の宗教法人法の改正によりまして、例えば地方自治体から文部省に所轄が移るところもありません。そこは逆に事務量が減るわけでありませぬ。あるいは宗教法人が提出する財務関係の書類等々が今度出てまいりますから、そういう新たに生じる事務増といふのは予定しなければなりません。したがつて、今回の法改正の結果、それぞれの地方公共団体で具体的にどのようにならざるがふえていくのか、これを今後の状況をききつと見守つて判断をしていく必要にございませぬ。

いづれにしても、それぞれの地域によつて事情

が違ふわけでありませぬから、各地方公共団体におきまして必要な事務量を勘案の上、適正な職員配置を行うようにすべきだと、こう思つております。

○山下栄一君 自治大臣、例えば文部省の場合には、既に現在四百弱の包括法人ですけれども文部省所管になつておるわけにございませぬ。今回、法改正で文部省の所轄の宗教法人数がふえるわけにございませぬ、約千ぐらひと言われおるわけにございませぬ。ところが、都道府県によりまして、現在もう既にその県に宗教法人が非常に膨大にある、そういう県もあるわけにございませぬ。

余り細かいことではございませぬので申し上げますけれども、愛知とか新潟とか兵庫とかが多いわけにございませぬ。例えば新潟県であるならば八千を超えます。八百じゃなくて八千じゃなくて八千でございませぬけれども、宗教法人がある。それを専任一人ですつておる、こういう実情があるわけにございませぬ。見たらもう明らか、これはこういう備へつけ義務だけで提出させるわけにございませぬ、そんなたくさん、若干それは減るでしようけれども、それは五百か六百は文部省に移ると思ひますが、全国の数ですから、新潟県においても八千からそんなに激減するわけにございませぬ。一人ですつておる、専任の方は、明らかになつておるわけにございませぬ。

そのように各都道府県の実態をこれから考へてと、そういうのじゃ対応できぬわけにございませぬ。中央はきちつともう対応してゐるわけにございませぬし、五人増員してゐる。もう既に予算措置もせぬかぬ状況になつておるわけにございませぬ。どうですか、それ。

○國務大臣(深谷隆司君) 委員の御質問の趣旨は、定員管理をきちんとやれよ、それで賄えるのかという話ではないかといふふうに私の方で受けとめます。

申し上げるまでもないことではございませぬけれども、ほつておいても黙つていても事務量といふのは複雑多岐な社会情勢から考へますとふえてまいります。そういう中で、定員をふやしてはならぬ

といふのが今日の原則でございまして、我々もいたしましてはどうやつて定員をふやさないで対応するかといふことに全力を挙げております。

そういう意味では、スクラップ・アンド・ビルドという原則を守つていく、つまり配置転換等々を行うことによつて定員管理をきちんとならぬと思つておるわけにございませぬ。

○山下栄一君 ですから、今回の改正は行政改革の流れに逆行する改正なんです。

それで、大臣、財産目録とか収支計算書を出させるわけにございませぬ、提出義務があるわけにございませぬ。新潟県の場合も出させる。それも膨大な数の、何千といふ書類が出てくるわけにございませぬ。それをそのままほつておくわけにいかぬわけにございませぬ、毎年提出させるわけにございませぬ。それだけでも大きな倉庫をつくらぬかぬといふ。どう整理するかといふことがあるわけにございませぬ、一人の専任でやつておるわけにございませぬ。だからそれは全然実態に合わないことをやろうとしてゐるといふふうに私は思ふわけにございませぬ。どうでしょうか。

○國務大臣(深谷隆司君) 私が今申し上げたように、この宗教法人法の改正がなくても、いろんな国民の要望が多いものでございませぬ。一般的に事務量がふえていく、しかしそのたびに定員をふやしたのでは大変だぞといふのでスクラップ・アンド・ビルドの原則で定数をふやさないようにしてございませぬ、今私はそう申し上げたので、その私の言葉が行政改革に反するなといふ答えが出てくるはずがないので、どうぞ素直に人の話を聞いていたでございませぬ。

地域によつてさまざまな事務量の違いが生じます、例えば文部省に所轄が移つたところは減るわけにございませぬ。だから、地域の実情に応じてさまざまに変わつていきます。具体的にどうした事務量に依つてそれぞれの地域でそれらを勘案して、い

わゆる定員の配置がえであるとかそういう形で補つていくようにしていただきたいと、こう申し上げておるわけにございませぬ、この分を数をふやせと言つてい

ることは全くないわけに、できなくはありませぬ、可能です。

○山下栄一君 要するに、全国で何百という宗教法人の移管が、文部省に移るわけにございませぬ。何百の単位です。新潟県の例で言いますと八千を超えるものが既にあります。文部省に移管する宗教法人が全部新潟県としましても、七千を超えるものが残るわけにございませぬ。七千を超える宗教法人から提出書類を出させるわけにございませぬ、毎年。だから全然仕事の量からいつて無謀な実態なんです。具体的にそんなものをイメージして考へてください。どうするんです、こんな膨大な書類を、一人の職員しかいないといふ実態に合わないことをやつておるわけにございませぬ。

だから、私が言いたいのは、これは全部毎年実態把握すると言つておるけれども、そんな気はさらさらない、初めからねらい撃ちをして特定の宗教団体だけを見るんだ、こういう発想としか考へられないわけにございませぬ。大変大きな問題である、私はこのように思ふわけにございませぬ。

○國務大臣(深谷隆司君) 宗教法人法の改正の目的は別にあると、答弁した私に言われても、それは所管が文部大臣でありませぬから筋が違ひます。それからもう一つ大事なことは、国としてやらなければならぬことといふのは、数が足りないのではないかと、いう前提でやればよいといふ筋合いのものではないのであります。必要なことはやらなければならぬ。しかし定員管理はきちんといふことになれば、スクラップ・アンド・ビルドのそういう方法で全国の皆様、地方自治体の協力を得て配置転換等で賄つていかざるを得ない、そのように指導していきたいと考へておると申し上げておるわけにございませぬ。

○山下栄一君 これはもちろん文部省所管でございませぬ。だけれども、今申し上げた都道府県の事務量の増大にかかわることだから定員の問題も出てくるわけにございませぬ。そういう協議もされておると思ふんです、当然のことですから。これからそんな

ものやると言うたかて、もうすぐ始まるわけですから、だからそういう極めていいかげんな準備しかできていない、このように私は思うわけでございます。

じゃ、さちつと文部省から、自治省と地方交付税の予算措置も含めてそういう協議をされたんですか、どうですか。

○政府委員(遠藤安彦君) 交付税のお話が出ましたので私から御答弁をさせていただきますと思っておりますが、こういう法律が通りますれば、やはり事務量の増減という問題がありますので、今御審議中でありますので確定的な議論はいたしておりませんけれども、文部省の要望その他については聞いておるところであります。法律その他の動向がはつきりしました段階で、先ほど自治大臣が御答弁したような線に沿ってさちつと交付税措置をしてまいりたい、かように思っております。

○山下栄一君 法案の動向を考慮して準備する。だけれども文部省は既に予算もまわっているわけですから、この辺の協議はしつかりやってなきやおかしいわけですよ。基本的に非常に拙速なそういう準備しかされてない、こうとしか言いようがありません。

附則二十三項につきまして御質問いたします。この提出義務につきまして、小規模法人については提出の免除がある。ただし、たとえちっちゃい規模でも収益事業をやっている場合は、これは収支計算書の提出義務がある、こういうことになっているわけですよ。附則二十三項というのはこう書いてある。公益事業以外の事業を行わない場合は、一会計年度の収入の額が少ない額として文部大臣が定める額の範囲内にあるときは、収支計算書の作成を免除すると、こう書いてあるわけですよ。

この附則二十三項の問題でございませうけれども、小規模法人につきましては負担を軽減させるためにこういう免除を設けている。小規模法人は出さなくてもよろしいと、小規模法人に配慮したそういう規定になっているわけですよ。ところが、先

ほど申しましたように収益事業を少しでもやっておればこれは出さなきやいかぬわけですよ、たとえ小規模であろうと。

ということは、実態をどれだけ調査されたかわかりませぬけれども、規模の大小にかかわらず収益事業を、例えば境内の中に自動販売機を置いてあるとか、それからまた公衆電話を置いてあるとか、そういう小さいお寺もあるわけでございます。そういうところは出さなきやいかぬわけですよ。そうですね、大臣。

○政府委員(小野元之君) 収益事業を実施なさっておられる場合でございますと、これは税法の関係で経理をきちんとなさなければいけないことがあるわけでございます。そういう関係で、仮に規模が小さくていらつしやっても、そういう収益事業を実施しておられるところであれば、それは既に収支計算書をおつくりになつておられるはずでございますから、それは備えつけがなされておられると思っております。そういうわけでございまして、それをお出しいただくというところでございまして、特に大きな負担をおかけすることにはならないであろうということから、収益事業を実施しているところについては、小規模であつてもお出しいただくということとしているわけでございます。

○山下栄一君 だから、先ほど申しましたように、これは宗教法人がたくさんある中で、要するに一定の金額が全然決まっています。本来こんなものは、法改正を出すわけですから、一番大事なところを、どこのどの段階から免除をされるのかということが全然実態がわからないままに、それは後から決めますというふうな形で法案が出されてきているわけですよ。これは極めてこの法改正案の不備であると私は思うわけでございます。

先ほど申しましたように、収益事業を少しでもやつておればこれは提出義務がある。だから、負担を軽減させる配慮をする装いをしながら、だけれども小規模法人の中で、先ほど一つ例を挙げましたけれども、少しでもこういう自動販売機等を置いてあればこれは出さなきやいかぬようになるわ

けです。だから、何かたくさん宗教法人が免除されるように思うけれども、これは小規模法人であつたとしても報告義務を課せることになる、このようになってしまふわけですよ。これは非常にごまかしの配慮である、このように私は思うわけですよ。収益事業を少しでもやつておれば出さなきやいかぬわけですから、どうですか、大臣。大臣、答えでございます。

○政府委員(小野元之君) 今回の小規模法人の方々に新たに収支計算書をおつくりにならなければいけないということは事務上の御負担もあるであらうということでは審議会の中でも御意見がございまして、そして今まで全く、例えば神主さんもおいらつしやらない、御住職がいらつしやらないお寺であるとか、今までそういうきちんとした処理ができないという問題がある、これは実態を本当に課すという御指摘があつたわけでございます。一方、この収支計算書の作成というのは、基本的に本則の方では義務づけをしておられるわけでございます。特段の事由があるといひますか、そういうた事務の困難であるところについては附則で例外措置をされているわけでございます。

収益事業を実施していらつしやるところは、先ほど申し上げましたように、税法の関係で既に区分経理等もなさつておられるわけでございます。収支計算書をおつくりになつておられるわけでございますから、その写しをお出しいただくというだけでございまして、そんなに大きな負担をお願いすることにはならないというふうに考えているところでございます。

○山下栄一君 そんなに大きな負担をかけないというふうなことは実態調査しなきやわからぬわけですよ。じゃ、どれだけ実態を出されたんですか、日本全国十八万の宗教団体、どうですか、大臣。これきちんとして実態を出されてからの法改正案ですか、どうですか。なぜ負担がそんなに軽くなる、少ないなんて言えるんですか。

調べてございませうが、宗教法人のうち収益事業を行う宗教法人の数は明らかになつておりまして、平成六年度で一万七百七十八件というふうになつております。

(理事松浦功君退席、委員長着席)

○山下栄一君 これは、ある一定の限度以上の収入のあるところだけが税務報告するわけですよ。この法律はそんなのじゃないわけですよ、金額の制限なしに、少しでも収益事業をやつておれば出さなきやいかぬわけですから、ごまかしちゃだめですよ。

だから、小規模法人といひながら、少しでも収益事業の収入があれば報告手続も出てくるわけですよ。一見何か負担が軽くなるような装いをしていますけれども、多くの宗教法人に網をかけるようなこれは例外規定である。これは実態を本当にどれだけ掌握したか極めて疑問の法改正内容である、このように私は思うのですけれども、大臣、答えてください。

○國務大臣(島村宣伸君) 再三申し上げてきたことですが、いわば我々の法改正に当たつて、宗教法人審議会に御検討願つていろいろ御検討いただいた審議委員の皆さんの中には十一名の宗教法人の代表者がおられる。それも五つの宗教団体の代表者の方がそれぞれ代表として加わつて御審議願つておられる。宗教の実態はだれよりもよく詳しいはずの方々が長い時間をかけて、わずか三三三に絞つて徹底的な御審議を願つたという結果を踏まえてのものでございませうから、その点は十分配慮がされておると、こう考えます。

○山下栄一君 大臣の御答弁は常にそこに戻つてくるわけですよ。だけれども、大臣が本当に信頼されている宗教法人審議会の審議の結果はこれだと、こうおっしゃいますけれども、これも大きな問題ですけれども、その宗教法人審議会のメンバーが半分もこの報告の内容に疑義があると、こういう抗議をされているわけですよ。都合のいいとさだけ宗教法人審議会の権威あるとか言うけれども、文部大臣が任命した宗教審議会のメンバーが

審議をもう一回やつてもらいたいという、そういう強い抗議が出る報告なんです、これは。都合によつて答弁を変えているわけですよ、大臣。

だから、おかしきこの宗教法人審議会のメンバーが言つておられるわけですから、それをそういう都合のいいときだけ権威ある専門家が審議した報告だから信頼せいと、私も信頼するんだと。だけれども、非常に内容的には納得されていないメンバーが半分もいらつしやるわけですよ。これはだれが任命したんだ。文部大臣が任命したわけですから、責任を持たなきゃだめですよ、それは。それで、なおかつこの小規模法人の問題は宗教審議会の意見を聞いてから決めますという。これは意見を聞くだけですからね、聞いて、文部省が勝手に告示で金額の基準を決めるといふ、そういうことになつておられるわけです。

だから、一つ一つ今回の法改正案は非常に恣意的な内容といふますか裁量権の余地のある内容である、このように私は断ぜざるを得ない、このように思ふわけでございます。

報告徴収・質問権の問題に移りたいと思ふますけれども、これは例外的な現行法における所轄庁の権限といたしまして、七十九条、八十条、八十一条の収益事業の停止命令とか認証の取り消しとか解散請求の問題につきましては取り消し権限もあるしという、そういうことですね。

それについて肝心のそういう権限はあるけれども、所轄庁は報告徴収また質問の権限を与えられていない、だから今回改正するんだということでございますけれども、これはもともと、この宗教法人法は昭和二十六年に制定された法律でございますけれども、しつかり理由があつて、そういう取り消し、解散請求もできる権限を所轄庁に与えながら、あえて信仰の自由の観点から、基本的な人権の根幹にかかわる自由を守るためにそういう報告徴収とか質問権を規定しなかつた、こういう背景が私はあると思ふわけでございます。

これは法の不備でこういう権限を与えながら報告徴収・質問権を与えなかつた、こういう御認識

議でしょうか。

○國務大臣(島村宣伸君) 宗教法人法制定当時と今日では社会も変化し、宗教法人の実態も大きく変わったといふことはお認め願ふと思ひます。そして同時に、例えばオウム事件にしても、サリンの事件が起きてすぐ慌てて騒ぎ始めたのではなくて、その前からいろいろオウム真理教という宗教法人の活動についてはうわさなどを私などもかなり耳にいたしておりました。しかしながら、実態把握ができません。

例えば、所轄の問題もあり、あるいは報告も何も受けておらない、備えつけ書類の閲覧権も持たない。こういう中で放置されたことがやはりオウム事件の遠因の一つになつておつたことは事実だと思ひます。こういうことを放置しておつたのでは、私は法で治める法治国家でなくて、いわばほつたらかしたままの放置と言われなくても仕方がない。この際、国としても責任ある対応をする必要がある、そこで最小限度の法改正をお願いしている、こういうことでございます。

○山下栄一君 大臣は、昭和二十六年の宗教法人法制定の過程といふますか、どういふ流れで、この宗教法人法の制定といふのは極めて慎重な、時間をかけて、審議を経て、準備もして、打ち合わせもしてつくれた法律であると、私はそのように思つております。決して拙速につくつたものではない。

当時の状況をどれだけ大臣が御存じかと思ふんですけれども、営利法人で、営利団体が宗教法人の認証を得て、そして非課税の収入を得ていたという、そういうえせ宗教法人といふますか、実体は商店であつたりとか、そういう実態が当時あつたわけですよ。だから、こういう権限を取り消し、そういういいかげんな宗教法人は収益事業取り消しとか、また認証取り消しとか、こういう権限が与えられたわけですよ。だけれども、あえて報告徴収とか、それから質問権といふような調査権とか、戦前のものは与えなかつたわけですよ。所轄庁に、理由があるわけですよ。先ほど申しましたよ

うな理由から、信仰の自由を守らないかぬという観点から、そういう権限を与えながら報告徴収・質問権を与えなかつたわけでございます。理由があると思ふわけでございます。

それを今回、似たような状況にもかかわらず、この八十条、八十一条の取り消し権とかまた解散請求権を、ある権限に伴う報告徴収・質問権をあえてつくるという、そういう法改正をやるといふことは、これは大臣、宗教法人法のもともとの条文、現行法に欠陥があつた、こういう認識ですか。もともとの法律に不備があつたんだと。どうですか。

○國務大臣(島村宣伸君) 少なくとも現行の宗教法人法では宗教法人に対する所轄庁としての責任を負いかねると、こう判断していることは事実であります。

○山下栄一君 先ほど冒頭申しましたように、実態把握を現行法でもいろいろやつておられるわけですよ。やつておられるわけだけれども、これは認められませんか。認めないと。じゃ、現行法は全く現状把握できないということですか。どうですか、大臣。

○國務大臣(島村宣伸君) 不備と言われながらも、所轄庁としては最善の努力をして宗教法人の実態といふものの把握に努めておられることは事実であります。しかしながら、それでは所轄庁として今の宗教法人法で責任ある対応ができるかといふ問題はあります。その不足を補う最小限の改正が今回お願いしている改正案であります。

○山下栄一君 今、大臣は、昭和二十六年の法律は法の不備があつたんだ、不備にもかかわらず、できる範囲で現状把握と、今そうおっしゃいましたね。———そうおっしゃいましたよ。だけれども、先ほど申しましたように、確認をする手段は今でも既にあるんだ、現行法でもあるんだと。当時は、制定の趣旨から権限は与えなければ、取り消し権も与えなければ、宗教法人を管理監督したためだと、こう言うから、あえてそういう質問権とか報告徴収権といふのを与えなかつたわけですよ。そういう信仰の自由といふますか、基本的

人権にかかわる極めて大事な法の中身なのでという観点から、質問権、報告徴収権を所轄に与えなかつたという背景があるわけでございます。不備じゃないんです、これは。ひとつしつかり勉強していただきたい、このように思ふわけでございます。

じゃ現在、具体的に解散請求を文部省が行つた例、去年で結構ですけれども、どれくらいあるんですか。

○政府委員(小野元之君) 八十一条の解散命令請求でございますけれども、これにつきまして、平成六年度で二十八件ございます。これはいづれも都道府県知事の所轄法人でございます。いわゆる休眠法人でございます。過去十年間これらにつきまして少しづつやつてきたわけでございますけれども、平成五年度が十七件、平成六年度が二十八件ということで、この規定を適用しているところでございます。

○山下栄一君 だから、今でも解散請求をやつて解散を具体的にさせておられるわけですよ、去年も二十八件。(休眠法人だから)と呼ぶ者あり)だから、休眠法人だといふことが八十一条に書いてあるわけですから、それをちゃんと現状を把握する、今でも実態把握できる方法があるから休眠法人と認定して既に解散をさせておられるわけでございます。だから現行でもできるわけですよ。

では、オウムの場合は法改正をしなかつたら解散請求できないんでしようか、現行法では。

○政府委員(小野元之君) オウムについての解散命令請求でございますけれども、これは衆議院、参議院でもいろいろ御議論があつたわけでございますけれども、東京都として把握する手段がないといふことでございまして、なかなか資料が得られなかつたわけでございます。そして、警察や検察の御協力をいただいた上で解散命令請求を出すことができたといふことでございまして、現行の宗教法人法では必要な情報なりデータといふものが集められないといふ実態があつたわけでございます。

○山下栄一君 今、大臣も答弁を聞いておられたと思えますけれども、ということでは、あのようなオウムの犯罪、それは今回の法改正で文部省の所轄できちっと解散請求ができるような体制になると、こういう御認識でしょうか。

○国務大臣(島村宣伸君) 宗教法人法は本来規制とか取り締まりを目的とするものではありません。したがって、今回の法改正でオウム真理教事件のような事件の再発を防止できるかと言われても、それは困難だと答えざるを得ません。

しかしながら、従前と違うことは、これからは宗教法人の実態というものを継続的にある程度把握できるわけでありますから、その意味ではいけば対応もしやすいわけでありますし、また同時に、法七十九、八十、八十一条に該当する疑いがあるというときには宗教法人審議会にお諮りして、そして質問権行使したりあるいは報告を求めることができ、こういうふうになるわけですから、その意味では従前とは大きく違うものになることだけは事実であります。

○山下栄一君 だから、これを改正しても、そういう捜査機関みたいな、そんなような犯罪事実というのの把握できないわけですよ。

もともとこの法律の現行法というのは、そういう八十一条一項一号にあるような公共の福祉に反するようなことを起こすような宗教法人については、検察官等の解散請求によって裁判所がきちっとやるというふうになっていくわけですよ。だから、別にあえて所轄庁にそのような権限を与えること、それは刑法に基づいて警察とかまた検察の観点からきちっとそういう把握を任しているわけでございます。所轄庁にしっかりと出て新たな権限を与える、もともとそういうことを求めているんです。先ほどおっしゃったように、こういう改定したから犯罪事実を捜査できるようなそのような把握はできないとおっしゃっているわけですから、要らないわけですよ、こういう改正は。

では、八十一条一項一号、これは現行法における解散請求事例、解散命令請求ができる事例とい

うのは犯罪事例以外に何か考えられるんでしょうか、それ以外にあるんでしょうか。

○政府委員(小野元之君) 八十一条の一項一号でございますが、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたということでございますから、これは恐らくほとんどの場合、犯罪行為といったもの以外には余り事例がないのではないかと考えておられます。

○山下栄一君 大臣、聞いておられましたか、今の答弁。だから、現行法でも解散命令請求するための体制がちゃんとあるわけですよ。八十一条一項一号にもございましたように、犯罪捜査機関できちっとこれはもうそれに基づいて検察官も請求できるわけですから、任せたいわけですよ。残りの二号から四号というのは休眠法人のことですから、これは先ほど申しましたように現行の現状把握の体制でできるわけですよ。また、それに基づいてもうやっていった、休眠法人は先ほど去年も二十八年あったと言っていましたから、現行法でちゃんとやっているわけですよ。

だから、したがって、解散命令請求を出すための報告徴収や質問権というのは全く要らないという、そういう事実になってくるわけですよ。それはお認めになりませんか。

○国務大臣(島村宣伸君) 私とあなたの根本的な考え方のずれは、昭和二十六年当時と現在とは社会が大きく変化しているということや、宗教法人の実態も極端に変わってきているということの認識の違いだと思わぬです。

私は、昭和二十六年当時ならあるいは今の法律でよかつたのかもしれないし、あるいは戦前の暗い過去の反省に立つた面もあったとは思いますが、少なくとも現状の社会の実態やあるいは宗教法人の実態を考えますと、今回お願いしているいはば最小限の法改正はせひとも必要と私は考え、せひともこの改正案を成立させていたきたい、この願っております。

○山下栄一君 これは昭和二十六年の話じゃなく、この八十一条の解散命令できる体制というの

は今もあるということですよ。一項一号は犯罪捜査機関できちっとこれは解散命令、今回もオウムの事件で実際にやっているわけですよ、現行法で解散命令請求やっていますわけですよ、できていくわけですよ。二号から四号というのは休眠法人の関係ですから、現行の現状把握の体制で今もやっているわけですよ。去年も二十八件あったわけですから、今の体制でちゃんとできるような体制でいるわけですよ。新たに報告徴収とか質問権は全く要らない、こういうふうには大臣、認識を変えなさいやだめですよ。だから、これはもう要らない、そういうふうには私は確信するわけでございます。今の答弁の内容で明らかになった、私はこのように思うわけでございます。

きのうも議論ございましたけれども、この報告徴収とかそれから質問をするときは宗教審議会の意見を聞いて、こういうふうになっていくわけですよ。宗教審議会でもきちっと検討されて、全員一致なのかわかりませんが、そういうことを宗教審議会ですべてよろしい、こういうことがあれば、こういうことでしょうか。意見を聞くというこの意味です。

○政府委員(小野元之君) 七十八条の二の規定によりまず報告、質問でございますけれども、昨日も御質問ございましたけれども、宗教法人審議会の意見を聞いて行うわけでございます。昨日も御議論ございましたけれども、私どももいたしましては、仮に宗教法人審議会がそういった報告徴収や質問をすることは必要がないという御判断があれば、その判断は尊重しなければいけないというふうな考えをお願ひしております。

いずれにしても、こういった審議会の意見を聞くということでは、所轄庁が恣意的な感じに宗教法人に対していろいろ報告や質問を求めるといふことではなくて、手続的にもきちんと審議会の意見を聞くという最大の配慮を行った上で、今この法律の規定の改正をお願いしているわけでございます。

して、せひとも御理解を賜りたいと思うところでございます。

○山下栄一君 じゃ、宗教審議会の意見がだめだということであれば文部省は質問しない、報告徴収もしない、こういうことですか。

○政府委員(小野元之君) 昨日も御議論ございましたけれども、私どもとしては審議会の意見は尊重するというのが建前でございます。

○山下栄一君 尊重するということは、聞く場合もあるし聞かぬ場合もある、こういうことですか。大臣答えてください。大臣にお願いします。宗教審議会の意見を聞くというのはどういうことですか。

○政府委員(小野元之君) 宗教法人審議会に諮問いたしました御意見を聞くわけでございます。私どもとしては宗教法人審議会の判断に従いたいというふうな考えをお願ひしております。

○山下栄一君 今、明快におっしゃっていただきました。従いたいということは、宗教審議会がだめだと言えれば報告徴収、質問しない、こういうことであろうと、そう理解したいと思っております。

この疑いがあるときという、こういう法律の八十一条の該当の事項の疑いがあるときにはそういう措置ができるという、そういう法の中身になっておるわけでございますけれども、この疑いがあるかどうかの判断はどかがやるんでしょうか。

○政府委員(小野元之君) これは所轄庁が判断するものだと考えております。

○山下栄一君 ということは、文部省が質問したいときに質問する、質問できるときは文部省の裁量でどうにもなる、そういう恣意的な判断が働くということですか。

○政府委員(小野元之君) この七十九条、八十条、八十一条、これらの事態というのは、通常の宗教法人がきちんと運営なさっている場合であれば七十九条、八十条、八十一条には該当されないというのが通常でございます。したがって、七十九条、八十条、八十一条は、特別の場合、収益事業の扱いがおかしいとかあるいは解散命令請

求に該当している疑いがあるという場合でございますから、かなり問題がある場合というふうにごえざるを得ないと思っております。

○山下栄一君 審議会の意見を聞くということにつきましても、またこの疑いがあるかどうかの判断も文部省が勝手にやるということですから、これは文部省に裁量権を非常に多く与える、そのような非常に信教の自由を侵害するおそれの強い法改正案である、このように言わざるを得ないと思っております。

○猪熊重二君 宗教法人法の改正に村山総理は、この宗教法人法の改正は信教の自由を尊重しているんだ、またこの改正は宗教法人に対する最小限度の規制であつて憲法上何ら問題になる余地はないと、このようなお立場でいろいろ御答弁されております。

私は、この宗教法人法が直ちに憲法に違反するかしないかというふうなことの前に、非常に憲法に違反するおそれもあるんじゃないかというふうな立場から総理にいろいろお伺いしたいと思つております。総理は社会党の委員長であられるし、それから恐縮ですが、橋本通産大臣と武村大蔵大臣にもお出ましたので、この憲法と宗教法人法の関係についてお伺いしたいと思います。

私が今から申し上げることは、私が申し上げることが正しくてそれ以外の考えが間違いだとか、そんなことで申し上げるつもりはありません。

（委員長退席、理事松浦功君着席）
まず、信教の自由についてお伺いしますが、御

承知のとおり日本国憲法においては、基本的人権として第三章に自由権、平等権、社会権、国民の基本的人権が各種規定されております。

この自由権について二つの種類の自由権があるんだということが一応憲法上言われております。一つは内心の自由の問題であり、一つは人身の自由の問題である。同じ憲法の保障する自由権という言葉の中にあるとしても、人身の自由はその侵害が外から見える。何びとにもそういう事態が起り得る。これに対して内心の自由は、その自由を持つ人間にとっては非常に個人的な大切な命にもかえがたいものであつたとしても、すべての人にも通ずる普遍的な問題じゃない。また、内心の自由の侵害は外からの侵害に対して何びとにも明らかであるというふうな侵害じゃない。

人身の自由は、例えばアメリカにおいて黒人を白人のお巡りさんが五、六人で、警棒だか何だか知りませんが、棒でたたいて、この姿を見れば何びとにも人身の自由の侵害で許しがたいということがわかる。しかし、内心の自由はまさにその当人とつての自由であつて、第三者が侵害する、そのようなものが外から非常に見えにくい。そういう意味において、内心の自由は人身の自由に優越する権利であつて、ガラス細工のように非常に弱い、壊れやすい内心の自由を国政の上で最も尊重しなきゃならない、大切にしなきゃならない。これが憲法学者のほとんどの人が言つておられることなんです。

思想の自由、内心の自由、学問の自由、信教の自由という、こういう内心の自由は国政の上において最も尊重しなればならない。行政権だけでなくすべての国家権力のもとにおいて内心の自由は大切にされなければならない。非常に壊れやすい権利だ、侵害されやすい権利だというふうな言われておりますが、この件に關しての総理のお考えはいかがでしょう。

○國務大臣（村山富市君） 内心の自由というのは心の中の話です。ですから、基本的人権として、個人が心の中にどのような思いをしようと、どう

いう信仰を持つと、それは個人の基本的権利として保障されなければならない、これは当然の話だと思つております。これは、客観的に見れば人間にはやつぱり強弱がありますから、したがつて、今言われるように非常に強弱のものになる場合もあるし、強いものになる場合もあると私は思つております。

しかし、それは社会的に制度として、そういう個人の信仰の自由とか、これは内心のものですね、心のものを大切に守つて保障していくということがある意味では社会的な責任であるし、あるいはまた政治の責任ではないかと、私はそういうふうな考えをいたします。

○猪熊重二君 それから、この信教の自由を中心とするような基本的人権の問題と政治原理として日本国憲法も他の諸国の憲法と同じように、人権宣言の側面と国家の基本組織法としての側面と両方持つております。この人権宣言の側面において規定されている基本的人権は、人によつて違つておられます。天賦人権と言われている。天賦人権ということとは、天が賦与したものがその人権なんだ、法によつてつくられたものじゃない。憲法によつて初めて創設された権利ではなくして、憲法前の天賦人権ということが言われている。

これに対して、今の日本国憲法において、基本組織に關しては国民民主権原理をとつて、民主主義原理をとつて、民主主義というものは、究極においては多数決原理に帰着する。なぜ民主主義が多数決に帰着するか、民主主義は相対主義だからなんです。民主主義は相対主義であつて、Aの意見も正しいかもしれない、Bも正しいかもしれない、しかしどれが正しいという絶対的基準がないから、やむを得ず選択肢として多数決原理を持つてくる。

ですから、基本的人権の問題と政治原理としての民主主義原理、多数決原理とは直接的には相反するんです。もし、多数決原理によつて基本的人権を制限し、否定することができるとすれば、こ

れは天賦人権じゃない。要するに、人権の問題は、民主主義原理である多数決原理によつて決定することはできないはずなんです。もし、多数決原理で、ある基本的人権を、少数者の権利を否定することができるとするならば、少数者は常に少数であるがゆえに多数に負けるんです。やらないうちからわかつておるんです。

このような意味において、基本的人権は多数決原理とは別個な原理によつて保障され、そして運用され、国家の施策の上においても単に多数決だからというわけにはいかないということ、この辺のことについて、何という論理だということをお考えであるか、総理のお考えをお伺いしたい。

○國務大臣（村山富市君） 質問の趣旨がわかり得ない点が若干私もあるんで、質問に対して適正に答弁をできるかどうかというのはいわゆるお聞きけれども、我が国の憲法というのはいわゆるお聞きに主権在民ですね。その主権在民を支えていく土台として、制度として民主主義制度を採用しておるというのが我が国の憲法の基本ではないかと思つておられます。その国民民主権というものをどう内容的に位置づけていくかという意味では基本的人権が、思想・信条の自由とか、あるいは信教の自由とか、言論・結社の自由とか、そういう基本的な権利に基づくものとして、国民民主権を裏づける内容としてそういうものが保障されてきておると、私はそういうふうに思つておるんです。

そこで、個人の思想・信条の自由という基本的権利と民主主義との関係ですね、これはある意味では、冒頭に申し上げましたように、その基本的権利をどう制度的に保障していくかという意味で民主主義制度が採用されておる、こう私は思つておるんです。しかし、今おっしゃる通りに、これは絶対というものはあり得ないわけですから、したがつて公でもつて物事を決めようとする場合に、民主的なルールに従つて多数決で決めるという場合もありましようし、多数決で決めることが個人の人権を著しく侵害していくという場合には、これは多数決で決めるものではない。

例えば、国会で今、議員立法で臓器移植法案が出されておつて審議されておると聞いておりますけれども、こういう臓器移植のような法案を扱う場合に、党議で決めて、それでやつていいのかわかるとかという議論があるように聞いております。

私はそういう意味でケース・バイ・ケースで、多数決で決め得るものと、決めた方が妥当であると思うものと、そうではなくて、個人の自由というものを尊重してその採用はすべきではないという場合とあると思いますから一概には言えないのではないかとおもうに思いますが、基本的な考え方としては、基本的人権を保障する制度として民主主義制度が私どもは考えられる範囲では最良の方法ではないか、民主主義も尊重すべきである、こう考えております。

○猪熊重二君 橋本通産大臣と武村大蔵大臣に、今回の宗教法人法改正案を提案した、提案したのは内閣ですけれども、その与党の代表というか最高責任者というか、こういうお立場において、今回の宗教法人法と信教の自由、あるいは基本的人権の日本国憲法における位置づけとか、このようなことについての所感を伺いたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) こうした問題については私は必ずしも専門家ではありません。しかし、今、委員が総理を相手に論戦を繰り広げられておりました信教の自由、まさにこれは内心の自由という意味では、思想・信条の自由あるいは良心の自由と同様に、個人として見ればこれは絶対的な重みを持つ基本的な大切な人権の一つであると私は考えます。

そして、その上に立ちまして、今、委員からは憲法と宗教法人法についてのお問い合わせがございました。私は、宗教法人法という法律は、信教の自由、そして政教分離の原則というものを基本にしなから、宗教法人の自由と自主性、同時に責任と公共性、その二つの要請を骨子として全体が組み立てられているものと考えております。

例えば、宗教法人法の第一条第二項、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。」とございます。そして、私が申し上げるまでもなく、この宗教法人法において法人格を与えるために必要な要件としては、それぞれの宗教法人が独自の教義を持たれていくこと、その独自の教義に基づいた信者の教化育成をしておられること、そしてその教義に基づいた儀式行事が行われていること、これが要件として定められているように思います。

こうした点を考えましたとき、私は今回、宗教法人法の改正で御審議をいただいております内容というものは、このような現行制度の基本を改えるものではない、そのように認識をいたしております。

○国務大臣(武村正義君) 信教の自由等をめぐつてお尋ねをいただきました。いろいろ議論を聞きながら感じておりますが、いづれにしましても、これはおっしゃる通りに内心の問題が基本であり、信教の自由というものは結局は信仰の自由が基本にある。これは教義を信ずるといふことであらうかと思ひますし、あるいは神様、仏様も含めて絶対者を信ずるといふ気持ちも当然含まれておりますが、そういう信仰の自由の保障が基本でありますし、信仰の自由にかかわるさまざまな活動、いわゆるこれが宗教活動でしょうか、その活動の自由も保障されていると、こういうふうには認識をいたします。これは憲法のプリンシプルでございますから、これを損ねることはもちろんいけませんし、むしろこういう信教の自由がより生き生きとこの国で実現していけるような条件をつくり出していくというのが私どもの責任だと思つております。

そういう視点から見れば、今回の宗教法人法の改正は、率直に言つて必要最小限の妥当な改正だと新党さきがけとしては判断をして、全面的に賛成の立場でこの論議に参加をしているものであります。

率直に言つて、これだけ長い月日が流れて、午前中の久世委員さんの質問も聞いておりました。世の中も変わりましたし、宗教法人そのものも大きく変わりました。数の面でも質の面でもそんな中にはさまざまな宗教法人も出てきて、あぐくの果てには今回のオウム真理教のような活動も宗教学を舞台にして展開をするようなものまで生まれてきた。私ども税の立場で見ても、私も、答弁いたしておりますように、宗教法人をかねて、営業のために宗教法人を買収したりして巧妙に使い分けをして金もうけに走っている例もございまして、また昨日の霊感商法の例のようなああいう行為も一部ございまして。

ほとんどの宗教法人がまじめに信仰の道で御苦労いただいているはずでありますけれども、一部にはそういうものが出てきていて、そのことに政治が目をむつていていいの、今回まさしくオウム真理教によつて我々は目を覚まして必要な最小限の改正をここでやらせていただきたいというふうな判断をいたしている次第でございます。

○猪熊重二君 総理、それから通産大臣、大蔵大臣、御答弁いただいてありがとうございます。それでは、文部大臣に宗教法人法の問題についてお伺いします。

宗教法人法は、一口に言えば、宗教団体に法人格を付与することを目的とした法律、こういうことになっております。ただ、この間、どなたか知りませんが、質問だか何だか、やじというのか不規則発言であるか知りませんが、そんなふうなうだうだ言うんなら宗教法人やめたいじゃないか、宗教法人の認証をやめたいじゃないかというふうな御意見もどこかありました。確かにそれも一つの考え方でありましょう。

しかし、宗教法人法で宗教団体に法人格を付与するということは、その宗教団体にとって世俗的

取引世界における便宜を付与すると同時に、その取引の相手方においても法人化していることが非常に便利なことなんです。ですから、取引社会において、ある団体に法人格を付与するか付与しないか、付与しなくても世の中の方にそう支障はないか、あるいは法人格を付与した方が全般的取引の中において世の中で便利だという観点、いろんな観点から法人格を付与すると、こういうことになっていくわけなんです。

ですから、宗教団体に法人格を付与して宗教法人とする道を選んだこの宗教法人法は、まず第一義的には、宗教団体の世俗的側面における取引主体としての権利能力付与という意味において宗教法人の便宜ではあるけれども、同時に社会的取引主体として相手方に対しても非常に便利なシステムというか制度というかそういうことになっていくわけなんです。

それで、宗教法人法は、宗教団体に宗教法人格を付与するためにどういうことを予定しているかという、宗教法人にならうとする団体に規則を作成しなさいと、その規則を認証する仕事を文部省の所掌事務としておられるんです。ですから、国がこの宗教法人法に關する唯一の道であり、それ以外に方法はない道が宗教法人の規則の認証なんです。

文部省の設置法を見ても、宗教法人の規則の認証をすることという職務権限がある。しかし、それ以上に宗教法人を指揮しなさいとか指導しなさいとか監督しなさいとかという事項はないんです。このところをよくわきまえるというか理解しておかないと、宗教法人法の根本が何であるかということについて非常に誤解を生ずるおそれがある。

宗教法人法の主務官庁は文部省である。それは具体的に何が何があるかといつたら、職務権限としては宗教法人の規則の認証をすることだけなんです。(「解散もあるよ、解散請求もあるよ」と呼ぶ者あり)それは宗教法人の規則を認証し、その団体が法人登記をして法人として成立した、成立した

後それを解散するかせぬかは裁判所の仕事なんであって、文部省の仕事じゃないんです。余計なことを言われても困る。

私が言いたいことは、文部省の所掌事務として今のような規則の認定は規定されているけれども、それ以外に文部省にも他の省庁、いかなる国家事務分掌の省庁においても宗教団体に対する監督、指導あるいは調査、そのような介入を認めていく規定はないと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(島村宣伸君) 最後のところが少しく私はわかりにくかったのですが、いわゆる宗教法人法は、なるほど宗教団体の目的達成に資するため宗教団体に法人格を付与することを目的としております。

そして、そのための認定だけであるというお考えをお示しですが、私は、そのことは少しく違うのではないかと、そしてまた、裁判所にいわばその是非の判断云々ということもちょっと見解を異にするところがあります。それは、一々これは裁判所に訴えてその是非を問うということ自体であるとするれば、私はそうではないのか。言うなれば、いわば宗教法人の側としても法人格を得るということで社会的にある種の権威あるいは税制上の優遇等々が得られるわけでありますから、当然に宗教法人の公共性に対応した公正な管理運営を確保する責務がある、私はそう思います。

そして、宗教法人の管理運営について法律に所要の規定を置きその適正を図るという意味におきましては、所轄庁としても、いわば法人格を与える、認定をするというだけが所轄庁の仕事でなく、その後の適正な管理運営を見守るといいますように所轄するといえましょうか、そのことの責任は当然にあると私は考えます。

○猪熊重二君 私が質問したことがあるいは言葉が足りなかつたかも知れません。というのは、文部省設置法には宗教法人の規則を認定することに關することなんです。ですから、そういう意味で

は、規則を認定することに関連する事項については文部省の所掌事務の中に入っております。

ただ、私が申し上げたのは、そういう認定に付随する、認定に關連すること、そのことは文部省の権限だけけれども、この認定とは全く無関係な権限は規定してないと思つて、こういう趣旨だつたんです。その辺は、関することの範囲をどのくらいと考えるかという解釈の問題ではあります。

それからもう一つは、今大臣が税法のことをおつしやられました。私は、税法のことをこの宗教法人法の論議の中に持ち込んでくることは非常に論議が混乱すると思つて、

なぜかといへば、この宗教法人にどのような課税上の措置を講ずるかというのは国税、地方税の税の問題であつて、憲法の優遇の問題はありますけれども、優遇するかせぬか、どの範囲にしようかどうしようか、それは税の問題であつて、宗教法人の本質問題とは無関係だ。それをこんなにもらつてこんなにもうけてのだから、あつたことだといふ議論をされてもちょっと筋が違ふ。これは余計なことなんですけれども。

それから、ちょっと質問が、いろいろ時間的な問題もあつて通告も不十分で、あるいは答えにくかつたらそうおつしやつていただいで結構なんです。総理あるいは各大臣の御答弁が、この宗教法人法は何も憲法上問題ないと、こうおつしやられますけれども、信者の問題について私は非常に憲法上疑義があると思つて、これはどういふことかといふと、宗教団体においてどのようなものを信者と、信者をどのように教化育成し、どのように処遇するかといふのは教義的側面において全くその宗教団体の自由です。

例えば、ある宗教団体における教祖なり指導者なり長老とかいろいろありますけれども、その聖職者と信者との關係において、お前を信者にしてやるとか、私の弟子にしてやるとか、このくらいいろいろな教義がわかつたら弟子にしてやるとか、もうお前は自分以上に力がついたからあつちへ行

けとか、あるいはお前はだめだから破門するとか、要するにその宗教団体において聖職者と信者といふものの關係は、極端に言へばその教義に基づく、その教義いかんによつてはその聖職者の自由なんです。これが先ほど申し上げた民主主義のよきな原理と違ふところなんです。

ですから、その宗教団体において信者をどのように処遇するかといふのはその宗教団体の自由の根幹であるにもかかわらず、今回の改正法においては、信者に対していろいろ帳簿なり書類の閲覧権を認めてゐる。私は、宗教団体が信者に帳簿の閲覧権あるいはいろいろ書類の閲覧権を認めることがいいとか悪いとか申し上げるんじやありません。信者にどれだけのことをするかせぬかといふことを決めるのは、まさにその宗教団体の自治の根幹じやないかといふことを申し上げたいんです。法律が介入することじやないと私は思つて、この辺をどのように考へるか。国が、信者にはこれだけの権利を付与せよとか、あるいは信者をこう取り扱わなまきやならぬとかといふふうなことは、介入することはできない。

現在の宗教法人法のもとにおいて信者という規定が、先ほどなたかもおつしやりましたけれども、ずつといろいろ条項があります。しかし、今までの信者の条項は、信者に宗教団体の行ふ公告を受けるといふような受け身だけの、特別にその信者に具体的、個別的権利を与えるような意味における信者じやないんです。今までの現行法の信者は、今回のこの条項で言う信者には個別的、具体的権利を与えてゐるんです。よろしいでしょうか。今までの単に信者、利害關係人に公告し、ああそうかい、見ましよう、見ましたよとか、見ませんよとか、それだけのことなんです。今までの現行法の信者の概念は、

ところが、今回は個別的に、具体的に帳簿閲覧請求権という権利を認めてゐる。このような権利を法によつて信者に付与するということは、宗教団体にそのような義務を課するということが、このことは信教の自由の根本から考へて非常に憲法に

違反する疑いがある、私はそう思いますが、総理、文部大臣の所見を伺いたい。

○國務大臣(村山富市君) 私は、今の宗教法人法が今度仮に改正された場合、信者の扱い方が違ふのかと、基本的には違わぬと思つて、

ただ、少しあなたと違ふのは、宗教団体の性格によつてまたこれはいろいろ違ふから一概には言えないと思つて、信者の方が正当な理由があつて、しかも利害關係があつて、そして不当でないことがわかつた場合に、宗教法人がどうぞ見てくださいといふことはある意味では当然のことではないか。これは、団体自体の民主的な運営とそれから透明度を高めて社会的な信頼を高めていくという意味でも妥当なことではないか。私はある意味では当然のことだといふふうに理解いたしております。

○國務大臣(島村宣伸君) 前段、総理が申されたことは私もほぼ同じ考へてあります。問題は、信者に個別的、具体的権利を与えること、こうおつしやいますけれども、これ自身、宗教法人のいわば特殊なそれその性格に依つて宗教法人がその信者を決める、こういうことになつておるわけでありますから、例えば、何かこうであるといふことをこちらが勝手に規定する、こういうものとは違ひますので、私はあなたの御指摘とは少しく考へ方は違ひます。

○猪熊重二君 それは私と同じ法案出せないから、それは同じじや困る。ただ、この問題は考へておいてください、将来、裁判所においてこの法律の憲法的違法性が争われるときが必ず来ると私は考へています。

次に、時間がないものですから、利害關係人についてお伺いします。利害關係人に対して書類や帳簿の閲覧権を認めてゐる。いろいろ限定はありますよ、限定はあるけれども認めてゐる。それで、法務大臣、ずつとお座りでお気の毒でございませうけれども、私が法務大臣にお伺ひしたいのは、この法律で言つてゐるような、利害關

係人程度と言っておかしいですけれども、利害関係人のような法的立場にある人間に対して、一般商事会社においてこのような利害関係人に書類や帳簿の閲覧権を認めているか認めていないか、これが一つ。

もう一つは、いわゆる一般の公益法人においてこの程度というかこのレベルというか、この改正法が考えているような意味での利害関係人に、今申し上げた書類の閲覧だとか帳簿の閲覧だとか、こんなことを法規上認めているのかいないのか、お答えいただきたい。

○国務大臣(宮澤弘君) 一般の商事会社につきましては、株式会社なり有限会社なりによってそれぞれ帳簿閲覧についての条件なりなんなり違ふと思っております。それらと、それから民法法人のことも含めまして政府委員から答弁をさせたいと思っております。

○政府委員(濱崎恭生君) 現行法の内容の問題でございますので私の方からお答えさせていただきますが、株式会社につきましては、これは、会社が毎決算期に作成いたします貸借対照表、損益計算書等の基本的な計算書類や株主総会議事録につきましては、五年間本店に備え置いて、株主、これは会社の所有者でございますが、そのほか会社の債権者はいつでもこれを閲覧できるという制度がございます。

なお、民法の規定する公益法人については、御指摘のような書類の閲覧請求権という規定は設けられてございません。

○猪熊重二君 文部大臣、要するに世の中に存在する一般の公益法人すべてです、財団法人、社団法人、私は不勉強で何万あるか何十万あるか知りませんが、このような一般公益法人には、この宗教法人法が規定しているような利害関係人の書類、帳簿閲覧請求権を認めていないんです。それから私立学校法にしろあるいは労働組合法にしろ、一口に言えばよそ様のそんな利害関係人なんという方々にこのような権利を認めていない。宗教法人にだけなぜこのような利害関係人に対し書

類や帳簿の閲覧権を認めるのか。

しかも、書類、帳簿といった場合に、事業の経過を記載した報告だとか、あるいは財務関係的に言えば損益計算書だとかあるいは帳簿まで見せるというんです。帳簿まで見せたら、要するに日々あらゆる金銭の動きまで出てくる。出てくるのがいい悪いじゃないです。なぜそれを利害関係人なんという、一般債権者だとかあるいはその宗教法人に損害賠償請求しようという債権者だとか、こんな人に見せなならぬ。

いや、すべての法人にそういうのを見せてもらえば、私ごとを言って失礼だけれども、私は弁護士だから非常に便利だわい。みんな、すべての法人について、おい見せる見せろと何か言ってきた、だれでもとつとつと。一口に言えば、家庭で言えば台所の中のものまで全部見せることと同じになる、結果的に。なぜ宗教法人にだけこういうふうな利害関係人の書類、帳簿閲覧請求権を認めたのか。これが一点。

そして、もしこのような取り扱いを宗教法人にだけすることは、団体処遇上の憲法の法のものとの平等原則にも反する可能性がある。この二点目。

これについて文部大臣の御意見を。

○政府委員(小野元之君) 民法法人や学校法人について閲覧請求権がないのになぜ宗教法人に認めるのかという第一点の問題でございますが、民法法人につきましては、主務官庁に対して広範な監督命令権、検査権が認められているわけでございます。そして、一般的な指導監督に服するということもございますし、内部の監査体制というものが確立しているわけでございます。

それから、学校法人でございますけれども、学校法人につきましてはその設置する学校の設置についての認可がございます。それから学校法人自体の認可ももちろんあるわけでございますし、それから学校法人設立後の寄附行為の変更の認可など所轄庁による関与といえますか、その制度もきちんとしておる。それから、内部監査等の制度が整備されているという点があるわけでございま

す。

一方で、宗教法人につきましては、その自由と自主性を尊重して、所轄庁による関与ができるだけ少なくなつておるといことは先ほど来お話が出ておるところでございますけれども、それだけに、自由と自主性を尊重するということだけに、その運営の民主性、透明性が特に求められておるわけでございます。

そういった趣旨から、今回の法改正は、閲覧について正当な利益のある信者その他の利害関係人について、不当な目的でない場合に閲覧を認めるということでございます。これは宗教法人の運営の民主性、透明性を高め、その適正な管理運営に資するということを目指しておるものでございます。したがって、ほかの法人等についてそういうものが法のもとの平等に反するということではないというふうにお考えしております。

○猪熊重二君 あなたの今の答弁は私の質問に対して何も答えていない。私が質問したのは、宗教法人に対する所轄庁の調査だとか、あるいは所轄庁がどれだけその実態を把握するとかせぬとか、そんなことを聞いているんじゃない。

私が聞いていたのは、第三者である利害関係人に対して、なぜこのような権利を宗教法人の場合にだけ限って認めたのかということを知りたいんです。これを宗教法人にだけやることは、先ほど私が信者の問題で申し上げたけれども、法もとの平等というものは、何も個人の法もとの平等でなくして、法人間の取り扱いも平等にせよとやらぬ、この平等原則に反する可能性があるとして申し上げているんです。

なぜ利害関係人にそんな権利を認めるのか、一般公益法人について認めていないのに。今、次長が言ったような、一般公益法人に対してはいろいろ監督しています、指導しています、指揮監督がいろいろあります、報告徴収があります、それでしっかりと、所轄庁がどれだけ把握しているかしてはい

かという問題と、この団体の、法人の資産内容を第三者である利害関係人に開示するという、開示じゃないわな、これは請求権なんです。請求するべき義務を負担させぬかという問題とは全然別の問題だ。これは非常に重要な問題で、またいろいろ検討してください。

私が言いたいのは、こんな法人の平等原則に反するようなことは後々問題になりますよということとを指摘しておきたいんです。はつきり申し上げて、衆議院が通ってきて、ここへ来て何を言っているか、私には国民の権利を守るという意味において、憲法を守るという意味においていろいろ申し上げているつもりなんです、ばかになつて。そこ

のところはよく理解してください。

もう時間がありませんから、最後に、七十八条の二による宗教法人に対し報告を求め、または質問をする場合に、質問される相手方である宗教法人に対して所轄庁はどういう理由で調査するのか。もつと換言すれば、法文の文言で言えば、「次の各号の一に該当する疑い」について告知して質問し調査するの。こういう「次の各号の一に該当する疑い」の事実について何にも告知することなく質問し調査するの、これを伺いたい。

なぜかといえば、宗教法人にとつて所轄庁が何々について聞きたい、何々について報告求めたいと言つたときに、何にも言わぬで何々についてと言つと、事業者が、税務署が来ると、何しておるんだ、何聞かれるんだと、こう心配するのと同じように、何聞かれるんだか何だかわけがわからぬと、これではいたずらな不安や困惑を宗教法人に与える。ですから、質問し調査するときは、こういうふうなことを疑いがあるから、この点に関していうことを告知するかしないか、それを伺いたい。

○政府委員(小野元之君) 法第七十八条の二第一項の、「次の各号の一に該当する疑い」の場合のお尋ねでございますけれども、これは具体的にそういう事例があった場合に、個々具体的にのときに判

断するしかないと思うのでございますけれども、
いずれにいたしましても宗教法人審議会に事前
お諮りをする。その時点で、こういった事柄が
あって、そしてこういったことについて報告を求
めます、あるいは質問いたしますということは、
宗教法人審議会の意見を聞くことはそのとおりで
ございます。

そして、それを経た上で宗教法人に対してどう
するかということでございますが、いずれにいた
しましても、報告を求める、あるいは質問をする
ということでございますから、こういったことにつ
いてどうと、この点について例えば第七サテ
ィアンがあつてこの中にサリンがあるんですかとい
うような、ある程度具体的なことを示さなければ
質問もしくいわけでございます。

したが、常にかつてその理由を告知するとい
うことができないか、これはわかないわけ、個
別の事例によらなければならぬわけでございます
けれども、通常の場合でございますと、なぜそ
ういうことを聞くのかということ、これは宗教法人の側
からも聞き返すということ、これは当然であると思
うのでございまして、そういった意味におきまして、相手
方からきちんとした御報告をいただく、あるいは
きちんとした回答をいただくというためには、で
きるだけそういった理由を示すことは望ま
しいことであろうというふうに考えております。
○猪熊重二君 望ましいんじやなくして、ぜひそ
のようにしていただきたい。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございます。
ございました。(拍手)

○前川忠夫君 日本社会党の前川でございます。
実は、私もこの宗教法人法の特別委員会に参加
をするに当たって社会党の参議院の執行部の皆さ
んに、私がなぜメンバーに入ったんですかとお聞
きをいたしましたところ、文教委員会のメンバー
やあるいは地方行政委員会のメンバーやさまざま
なこの種の法律に詳しい経験豊かなメンバーの方
がたたくおられるんですが、実は今、御案内の
ように宗教法問題は大変国民の関心の高い問題で

あります。そういう意味では国民の視点といたしま
すか、一般的な町の人たちのような感覚といたしま
すか、そういう視点でこの問題をどう考えたらいい
のか、そういう意味で私などもメンバーに入つ
たようであります。

多少素人っぽい質問をさせていただくかもしれ
ませんし、あるいはこれまでの議論をお聞きして
おりまして、かなりの部分については解明をされ
ていますので、ダブルの部分についてはできるだけ
省略するつもりですけれども、なかなか私が理
解しにくい部分、場合によっては繰り返しの質問
が出るかもしれません。お許しをいただきたいと思
います。

今申し上げましたように、大変国民の関心の高
いテーマでありますから、そういう意味ではでき
るだけ冷静な議論を私もしたい。これは、きょう
委員長、今交代をされておられますけれども、昨
日は大変委員長御苦労をされました。もちろん、
きょうの平成会の方にも言ひ分は多分ある
んでしょう。しかし、できれば、こういう委員会
という場がある、あるいはその委員会の運営につ
いて御相談をする理事会あるいは理事懇談会があ
る。そういう場の中でできるだけ、国民の皆さん
から見ても、ああなるほど今こういふ議論をして
いるのか、どうもあしたからこういふ議論が始
りそうだという議論ができるように、委員長には
大変御苦労をかけますが、ひとつそういう運営の
中で国民の疑問にしっかりと答えてやっていただ
きたい、このようにまず委員会の運営を含めてお
願いを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、宗教法人法の議論のポイントに入る前
に、最近、宗教法人といひますか、宗教団体とい
つた方がいひようか、事件が大変多発をして
おります。もちろん、直近ではオウムの問題が
大変大きな議論になりました。この十年ほどをさ
かのほつても、まさに枚挙にいとまがないぐら
いさまざま宗教絡みの事件が実は多発をいたして
おります。
そういう中から、さまざまな世論調査をやりま

すと、やれ宗教といひのは怖いものだ、場合によ
つてはさわらぬ神にたたりなしなんという世俗的
な言葉もあるくらいに、国民の間に宗教に対する
不信感というものが芽生えてきている。私は、別
に宗教を毛嫌いしているわけでもありませんの
で、大変そういう世論を気にいたしております。

そこで、最近の世論調査の中で、この宗教法人
法の改正についてはもう大体八割を超える皆さん
方が賛成をしておられる。今の宗教に対する国民
の皆さんのいわゆるマイナスイメージといひま
すか、それは例えば非常に金もうけに熱心だとい
うことが一つあります。それから、オウムの場合
もそうだったのかもしれないが、非常に強引な
布教活動をする、あるいは政治に対して少しかか
わり過ぎるんじゃないかというように批判もアン
ケートの中には実は出てまいっておるわけです。

私は、こういう国民の側から見た、いわゆる宗
教に対する、あるいは宗教法人と言つてもいいの
かもしれないが、こういう不信感なりあるいは
マイナスイメージといひもの、こういうものにつ
いて行政の側からこれをたす責任といひものはあ
るんじゃないか。としますと、これまでさまざま
議論をしてきましたけれども、今度のこの宗教法
人法の改正案がどの程度の、今幾つか申し上げま
したが、効果があつたのか、この点について文部大
臣に所見をお伺ひしたいと思ひます。
○國務大臣(鳥村宣伸君) 今回の改正につきまし
ては、オウム真理教事件が一つの契機となつたこ
とでは事実でございますが、宗教法人法制定以来、社
会が大きく変化しました。

例えば、経済の規模も名目GNPでたしか八十
七倍になっておりますし、交通手段も発達しまし
た、陸路、空路すべてであります。さらには、都
市化が進みましたし、それから家庭の状況あるい
は家族とのつながりの関係も随分変わったように
思ひます。情報通信機能も変わったわけでありま
す。これらを背景にして、宗教法人の活動も昭和
二十六年制定当時とは大分趣を異にいたしました
で、非常に広域化してまいりました。

ところが、例えば所轄の問題一つとりまして
も、当初は地域で集中的にやっていた単立の法人
が今では全国規模で行動し、場合によっては世界
をまたにかけて布教活動をなさつていひます。こう
いう面もあるわけでございます。実態が大きく変
化したことから、今までの要するに現行法では実
態にそぐわなくなつてきた。これがまず第一点で
あります。

そして、今回の改正が実現すれば、宗教法人の
管理運営における少なくとも民主性、透明性が高
まるといひことが一つ指摘できると思ひます。
それからもう一つは、毎年度、所轄庁に關係書
類が提出されることから、宗教法人のいわば実態
といひましようか、これを継続的に把握します
し、また宗教法人の不法行為を防止することに資
するといひことははつきり申し上げられると思
ひます。

また同時に、宗教法人の管理運営の民主性、透
明性が高まること、あるいは国民の皆さんが持つ
ておられる宗教法人に対する不安感、不信感を解
消するためにも、将来的にこれは必ず今までは
違つた結果をあらわしていくと、こう信じており
ます。
○前川忠夫君 長年の法律が事実上手をつけら
れないで来たわけですから、いきなり改正をし
て、まさに大改正といひのはなかなか困難だとい
ひのはわかります。

しかし、先ほど申し上げましたように、国民の
皆さんから見ますと、今の宗教の問題について
は、それぞれが例えばお正月になれば神社仏閣へ
行つてお参りをする、結婚式は神式であつたり
式であつたりあるいはキリスト教であつたり、さ
まざまに日常の生活の中に宗教といひものが結び
ついていひます。
そういう意味で、宗教に対する不信感とかさま
ざまな問題について私私をする努力、これはやっ
ぱり行政に求められていひます。私は、
信教の自由についてはまさに守られなやならな
い大原則だと思ひます。ただ、これまでの議論も

そうですが、かつての戦前のいわゆる宗教弾圧のようなこと、あるいは戦後この宗教法人法ができたときにも、宗教はできるだけさわらないように、あるいは難しいことはできるだけ自主性に任せてと、どうも政府自身が及び腰でこの問題について長年取り組んできたその弊害が今ここに出てくるんじゃないかというふうには私には思いません。もちろんこれまでも議論の中で私も聞きをしておりまして、昭和二十六年の制定以来、世の中も変わりましたということもわかるんです。ところが、放置をしていくことが逆にそういう不信をもたせているとすると、今回の改正は私はこれで基本的には賛成をしていきたいというふうには思っていますけれども、たかさんの問題が残るわけです。

こういう問題について、文部省としてはこれからの扱いについてどうお考えになつておられるのか、その点ちょっとお聞きをしたいと思います。
○国務大臣(島村宣伸) 今般の宗教法人法の改正の御審議をいただく過程では、例えば認証の問題をなぜ取り上げなかつたんだ、あるいは財産保全の問題が欠けているではないか、いろいろございます。

そこで、たしか昭和三十一年の検討の際には十一項目にわたつたと、こう承知いたしておりますが、八十九条から成り立っております宗教法人法、いわば所轄の問題と情報開示と活動報告の把握の問題、三点に絞られて宗教法人審議会が御検討いただいたと、こういうことでございます。したがって、私自身が文部大臣の立場であつても、あるいは一政治家の立場であつても、なぜこんな物足りないものにしたんだというおしかりも正直言つてございます。それから世間では、これは文部省の所管の範囲ではないわけですが、税法の問題になぜ踏み込まなかつたか、こういうおしかりもたくさんございます。

そういう事々含めて、私たちの立場から申せば、宗教法人法に関する例えは認証のあり方やいはば財産保全の問題等につきましては、先生方の

グループの方にもそういう御指摘が多いわけでありまして、これからの検討課題として当然残るんだらうとは思っています。

○前川忠夫君 よく言いますように、泥棒が入つてから縄をなうとか、犯罪のように起きてから犯人を捕まえることは、これは簡単なんです。最近の宗教絡みの事件というのはどうもその嫌いがあるわけですね。もちろん、法律ですべてを網羅して絶対なんというものはできないというのは僕は十分承知しているつもりなんです。けれども、ぜひこの審議を通じて出された意見というのは文部省としてもしっかり踏まえていただいで、これからの議論の中に生かせるようにひとつしていただきたい。

そこで、これまでの議論の中でどうしても、私も必ずしもプロではないですから、素人なものですから、ちよつとわかりにくい部分がありますのでお聞かせをいただきたいんですが、公益法人としてのいわゆる宗教法人、これについては第二条で幾つかの項目があつて目的が明示をされていまして、この問題について、特に政治活動との関係で今までもさまざま議論がありました。

この問題について、これは政教分離との関係等もあつたわけですが、村山総理もあるいは文部大臣も、宗教法人が政治活動を行うということとを予定してないというお答えが何度かされておるんですね。この予定してないという言葉の使い方というのは、これは法律的な用語なのか、もし予定してないことをやたらどうなるのか、宗教法人としての資格がなくなるんじゃないかと私どもは単純に考えるんです、御答弁との関係で、どうなんでしょうか。

○国務大臣(島村宣伸) 私がお答えすればいいんですが、これらについてはその道に専門的に詳しい人間から正確なお答えを。
○政府委員(小野元之君) お答え申し上げます。先ほどお尋ねございました総理も予定してないという御発言でございますが、これは宗教法人が政治活動を行うことを主たる目的としてやるということについては予定してないというふう

に私は発言された記憶があるのでございませう。

政治活動自体は公共の利益に奉仕するといういわゆる公的資格を持つていられるものでございませう。したがって、この委員会でもたびたび出ておられますように、宗教法人が政治活動を行うこと自体は何ら問題はないわけではございませう。憲法二十一条一項後段に言う政治上の権力の行使に当たらない限りもちろん許されるということでお話が出ておるわけではございませう。

そういう意味で、宗教法人が政治活動を行うことは宗教法人法において禁止をされておることとはもちろんないわけではございませう。ただ、それを主たる目的として行うことは法律の規定からいって予定をされてないという御答弁があつたというふうには思つておるところでございませう。

○前川忠夫君 その辺の言い回しが非常にわかりにくいんです。といひますのは、あらかじめ宗教法人として認証してもらつたときに、主たる目的が政治活動なんという届け出をするところは多分ないですね。それで、認証を受けませうね。ところが、実際の宗教活動はそつちのけにして、政治活動をやつたり別な金もうけをやつたり、そういう団体が出てくる可能性というのはあり得るわけです。この場合は一体どういふことになるんでしょうか。

私は、法人が税制上のさまざまな優遇を受けていない任意団体であれば何も文句を言うことはいないんです。名前がたまたま宗教団体みたいな名前になつていたつて構わない、そんなことは。法人としての認証を受けながら、しかも認証を受けるときには、きちつと宗教法人登記のためのさまざまな手続を踏んで認証を受けるわけです。ところが、受けてしまえばもうこちらのものよということになるんでしょうか。

これはこれまでも議論がありましたように、例えば具体的な犯罪行為があれば解散命令が出来ますよというお話がありましたけれども、そこまで行

く前の段階、つまり犯罪行為とまでは言わないけれども目的とは違うことをやつた場合にどうなるんでしようかという部分についてはさまざまな疑問があるんですよ。

もう少しわかりやすくちよつと説明していただけますか。
○政府委員(小野元之君) 御指摘でございますように、宗教法人といひますのは本来宗教活動を行うことが期待されているものでございませう。したがって、宗教法人が法二条に規定してあります宗教団体の目的を著しく逸脱する、そういう行為をしたという場合には、ざりざりの場合になりまして法の八十一条第一項に言う解散命令事由に該当するといった場合も最悪の場合には考えられないではないわけではございませう。

そうではなくて、そうではない限りにおいてといひますか、宗教法人が、宗教活動を行うのが主たる目的でございませうけれども、それに付随してあるいは一定の時期に政治活動を行うということでは宗教法人法上何ら規制をされてないものでございませう。

○前川忠夫君 この辺の部分が多分今度の宗教法人法の改正の中で、所轄庁がどういふ形でかわれるか、あるいはかかわつちやいなのか、さまざまな部分で恐らくこれはこれから先も実は議論になる部分だといふふうには私には思ひます。

そこで、これは素朴な質問の仕方をしますので、できれば大蔵大臣、今お見えですから大臣にちよつとお伺いしたいんです。

例えば、宗教法人は宗教活動に関する税は免除をされていませうね、非課税扱い。それから収益事業についても軽減措置がとられていませう。一般的に考えて、例えば法人格をとつていない場合、これは当然のことですが、何をやつても、本来所得税であつたり法人所得税であつたりあるいは固定資産税であつたり、さまざまな税を取られますね。ところが、法人になつたことによつてそれが免除をされる、あるいは減免をされる。この部分は、つまり法人であるがゆゑの部分について、今私が申

上げたのは、例えばオウムのようにああいお金の集め方をした、あれが結局人殺しのために使われたわけですね。裏返して言うとも、もし宗教法人じゃなくてしつかり税金を取っていたらあんなことは起きなかつたかもしれない。裏返して言いますと、あの部分に関して言えば国民の税金と同じことになるんじゃないかという解釈を私は持つんですが、大臣、これは間違っているでしょうか。

○国務大臣(武村正義) そうですね、非課税措置になっておりますから、税を課していないというの、見ようによっては逆に補助金、奨励金を出しているという理解の仕方もあるわけでございます。そんな意味で、公益法人全体の問題でもありますが、なかなか宗教法人に限って議論をしてみても、現在の収益事業に該当しない資金が非課税になっているということも一つの論議の対象になり得ると私は思っているわけでありませぬ。しかし、宗教法人だけを取り出して議論するのは大変難しい。これは諸外国も調べてみますと、どの国も公益法人全体の中で規定をしているようにございます。

きのう、峰崎委員の質問にもお答えしましたが、戦後シャープ勧告が出たときには、むしろ今のアメリカ等のように免税制でやるべしというシャープ勧告であったようにございますが、免税制というのは原則課税です。そして、宗教活動に関するものだけは個々に非課税措置にする、免税にするという考え方。日本はもう収益事業以外は全部非課税、こういう形ですと来たところに、今御指摘のような、大変わかりやすいテーマとしてはオウム真理教のああいお社会をひっくり返すような犯罪行為、反社会的行為の資金まで非課税になっているという矛盾を生み出しているということでございます。

○前川忠夫君 素朴な感じとしては、税が免ぜられていて、その免ぜられている部分は、逆に言えば私も納めているような税金と全く同じものだというふうには一般的には私たちは解釈をするわけですね。

となりまして、そういう扱いを受けている、これはもちろん宗教法人とは限らないかもしれませんが、いわゆる透明性といえますか、あるいは情報公開といえますか、そういうものはやっぱりしつかりやる責任が私はあると思うんです。もちろん、その情報公開あるいはさまざまその報告というものが、これまでも議論をされてきましたようにどういう使われ方をするのか、その報告なりあるいは閲覧なりそういうものがどういう使われ方をするのかにさまざま配慮が必要だと思えます。必要だと思えますけれども、これは私は宗教法人とは必ずしも言いませんけれども、法人である以上、少なくとも第三者から見てもなるほどと言ってもらえるようなものでなければならぬ、少なくとも税金の一部だという考え方に立てば私はそうあるべきだというふうに考えます。

したがって、この問題については、先ほど大蔵大臣がお答えになりましたように、もちろんこれからの大変重要なテーマには私はないと思えますので、その辺の透明性というものをぜひ明らかにしてほしい。

ここでお答ええただかなくとも結構なんですが、実は新聞のアンケートの中に、宗教活動の中でお布施についても税金を課すべきだという人が八三・六％いるんですね、これは日経新聞の調査なんです。それから、宗教活動や財務内容について国や自治体に調査権限を持たせるべきだと思えますか、九六・二％なんです。というくらいお金の問題については皆さんシビアなんです。一般の国民の皆さんがぎりぎりの生活をしているわけですね。何かわからないところで金が使われている、場合によってはおれたちの税金かもしれない、これに対する怒りでもあるんですね。この辺はひとつしつかり受けとめて、特に課税上の問題についても透明性を高めるような議論をこれからぜひお願いしたいというふうな考えをしております。そこで、これまでもさまざま議論になった点でありますので、そう多くのご意見を申し上げるつもりはないんですが、実は信教の自由と政教分離の問題についてであります。

昨日あるいは一昨日の議論の中でも、政府としての統一見解を出そうと。従来の考え方に近いものにもなりそうなき感じがしておりますけれども、私は、法人格を持つ以上、宗教法人がさまざまな税の優遇を受けようというのであれば、例えばこれまでの議論のように、国からの一切の介入はまかりならぬと。だけれども宗教法人は、何をやってもいいとまでは言いませんけれども、双方向ではなくて一方通行というのはこの種のものはあり得ないんじゃないか、必ず双方向に、権利と義務と言ふとちよつと言ひ方が適當ではないかと思ふんです。

そういう意味で、私は今度の議論の中で、国は介入はしていかないけれども、宗教法人は先ほどありましたように政治活動をやることを妨げるものではないと。その範囲の問題について、どこまでなんだという限度を国民の側から見ると明らかにしてほしいというふうに思うんじゃないでしょうか。

実は、私どもの同僚議員であります佐藤道夫さんが十二月八日の週刊朝日にこんなことを書いておられます。先ほどもお会いをして、引用するけれども構いませんかといいことで御了解をいただいておりますので申し上げます。

政治が宗教の世界に立ち入ることはできないが、宗教が政治の領域に乱入しても政教分離の原則に抵触しないということになっている。それなら、もはや政教分離ではなくて、政治の宗教不可侵の原則というふうに読みかえるべきではないかというふうな指摘をされておられるわけです。もちろん、さまざまな文脈の中からこういうあれは出てきています。それから最後に、「ある宗教団体の大勢の信者たちが、一団となって国会や地方議会に進出し、やがて議席の過半数を占め、宗教団体の命じるままに自分たちの政策を次々に実現していくのは明らかに政治上の権力の行使そのものである。」という見方をされております。

これは、今の国民の皆さんから見ると、恐らくなるほどなという方が大半だと私は思うんです。問題は、その線引きをどこにするかというものがわからないからやもやするんですね。そういうふうには私は思いません。私もこの意見については基本的に全く同調できるんです。そういう意味では、できるだけ早い時期にこういうもやもやを解消する努力を政府はしなきゃいけないと思えます。

そうでなければ、いわゆる宗教法人がさまざまな(発言する者あり)私は宗教法人が政治活動をしてはいかぬと言っているんじゃないんです。問題は、その限度がわからずに議論をするところに国民の不安があるんだらたら、それはどこかで、もちろん信教の自由とか、あるいは政治上の思想・信条の自由とか、さまざまな問題がありますよ。ありますけれども、それに対するきちつとした答えが出ていないところにこういう議論が私を出てくるんじゃないか、できればこれは明確にすべきだと。今後の課題としてぜひ検討に値するテーマじゃないかということをお聞きしたいと思っております。

そこで、これから法案が成立いたしますと具体的な施行ということになるわけですが、幾つか施行に当たっての問題点といえますか感じている点をお聞かせいただきたいと思ふんです。

一つは、審議会の中でも宗教情報センターを設けたらどうかという指摘が実はあったと思うんです。宗教の問題というのはなかなか、もちろん一方に偏するわけにいきませんから、事実関係、さまざまな調査をしてその情報を提供すると同時に、宗教上のさまざまな、例えばトランプがあつた場合に相談に乗れるような機能になるかどうかわかりませんが、そういうものであろうというふうには私は考えているわけです。これは私はこれからの文部省の取り組みとしては非常に大事なテーマじゃないかというふうに思ふんです。

そこで、今文部省で出されている白書ですね、宗教法人絡みのページというのはいページくらいしかないんですね。これは国民の人すべてが見て

いるとはもちろん言いませんけれども、何かあったときに、文部省の所管だな、どんなことを今、現状について考えているのか、見ているのか、あるいは分析しているのかと見るわけですよ。そういうものが提示をされて国民の皆さん方に提供されるのが、やはり一つは開かれた宗教に対する双方の信頼関係には私はずなっていくというふうに考えるんですが、この情報センターのこれからの設置の見通しとかあるいは構想等がありまして、できればお聞かせをいただきたいと思っております。

○国務大臣(島村宣伸君) 情報センターにつきましては、たしか前々内閣でしようか、その当時からこういう御指摘があり、それなりの検討があったように聞いておりますが、具体的なことにつきましては正確を期するために文化庁次長から答弁いたさせます。

○政府委員(小野元之君) 宗教法人審議会の報告にございます宗教情報センターの設置の問題でございます。

現在、国民の宗教に関する関心は非常に高いわけでございます。宗教に関する情報を提供してほしい、あるいは宗教の問題でいろいろ悩んでいるから相談に応じてほしい、いわゆる消費者センターの宗教版といったようなものを国民の多くの方々がぜひつくってほしいという要望が強いということをおもいます。

宗教法人審議会におきましては、そういった国民の要望が強いということもございまして、宗教家を初め、弁護士の方々あるいは心理学者の方々、学識経験者の方々など、そういう関係者が連携協力をいたしまして、自主的に設置する形で宗教情報センター、こういったものをつくるよう検討する必要があるという提言を御指摘のよう審議会がしておるわけでございます。

宗教情報センターがどういった形になればいいの、あるいはどういふものを目指せばいいのといった構想等について研究をしてみたい、さまざまな情報の収集等も行ってみたいというところで、調査研究に関する経費を財政当局にお願いしているところでございます。こういった検討は積極的に進めてまいりたいと思っております。

○前川忠夫君 審議会の方でもさまざまな議論を経てこういう提言をされているわけですから、ぜひ実現をするようにひとつ御努力をいただきたいと思っております。

そこで、審議会の問題についてちょっとお伺いをしたいんですが、今回の報告で審議会の定員を十五名以内から二十名以内にするという報告がされて、私も承知をしておるんですが、この審議会を通じて、審議会の委員からさまざまな意見があったという御指摘がありました。それは多数の方がおられるわけですから、いろいろな意見の方がおられると思うんです。

そこで、今度の法改正で各法人に対する質問権が所轄官庁に与えられて、それについては宗教法人審議会に諮ってということになっていきます。新しい仕事といえますか、新しい役割といえますか、分野が審議会の方に課せられておると思えます。これまでの審議会、さまざまな役割分担と言っておかしいんですけれども、エリアがあったと思うんです。少し性格が変わるのかどうか、その点ちょっとお聞かせください。

○国務大臣(島村宣伸君) 御承知のように宗教法人に対するいろいろな国民の側からの御要請もあります。また世界の宗教法人に対するいろいろな対応の仕方についても、それぞれの対応をなさっていることについては参考になる部分が多いわけでありまして、こういうことをもとと広い意味で研究もしなきゃいけないし、特に複雑化してきた宗教法人その他については、より専門的な学識経験者等にも御参加願う必要があるということから、今回二十名になると私は承知をいたしております。

ただ、ひとつこの機会をおかりして申し上げたいんですが、よく七名の方の反対云々というお話が出ますけれども、これは、実は特別委員会を審議会の意思でおつくりになって、五つの宗教団体の代表者から一人ずつが選ばれて、学識経験者三名をそろって、八名で特別委員会である内容の検討がなされた過程では全く変な混乱がなかったわけでありまして。

しかも審議会が、総会であれ特別委員会であれ、それが終わりますと、その議事についての記者ブリーフを行ったことは御報告したとおりであります。よく議事録を公開せよと申されますけれども、この議事録につきましても、実はかなり詳しい記録を委員の方にお配りして、その御検討も願っているわけでありまして、委員の方はそれをお持ちのほうなのであります。内容的には非公開を原則にしておりますから、これは遵守しなければなりませんけれども、したがって我々に全くやましいものはないし、またこの審議会の過程でいろいろな混乱があった事実もないということだけはぜひ、せつかくい御質問をいただいているのでこのことを申し添えさせていただきます。

(理事松浦功君退席、理事尾辻秀久君着席)
○前川忠夫君 今、大臣からそのように答弁をいただいたんですが、それでも、私もかつてさまざまなほかの審議会や何かに参加したことがありますが、どうも審議会が所轄官庁の隠れみのになつていんじゃないかという指摘というのはよくあるんです。

ですから私は、宗教法人審議会についても、今度の法改正でいわゆる質問権という新しいテーマがふえるわけですから、審議会の構成だとか人選だとかさまざまな部分についていろいろな意見があるわけですから、十分配慮すべきだというふうに考えております。ぜひその辺は、もちろん人選ですから難しいのを十分承知しながら私も言っているんですけども、配慮をさせていただきたい。といいますのは、先ほどから申し上げています

ように、今度の法改正で全部の問題がもう一件落着いたということであらばいいんですけども、これは反対意見の皆さんを含めましてさまざまな意見があるわけですよ。そうすると、また宗教法人審議会の中で議論しなきゃならぬということになると思うんです。

その際に、それは文部省で考えて何でもできばもちろんいいんですけども、これは審議会でも議論をしなければいけないと、またその審議会とは何ぞや、審議会ではどうだった、あまたたいた議論になるというのはいくつもある。審議会そのものの権威を失墜させることにもなるし、文部省にとっても僕は好ましいことではない。だろとういふふうに思いますので、ぜひその辺については御留意をいただきたいというふうに、これは要望として申し上げさせていただきます。

そこで、これもまさにこれからのテーマということになるんですが、もちろん今度の法案が成立した後ということについては、先ほどから申し上げておられますように、宗教法人法だけではございませんけれども、例えば税制の問題ですとか、あるいは先般から議論があつていられるように、例えばオウムのような事件が起きた、解散請求をして、今裁判をやっています、その間に財産がほとんど処分されていく、財産保全の問題とかさまざまな問題が私に残っていると思うんです。

そういう問題については、当然これは院の中で議論をして決めることではしょうけれども、特別委員会をこのまま継続するのか、あるいは新しい年度、次の通常国会ということになりましようか、通常国会の中で別な角度で委員会を設けるのか、私は必要だと思っております。

と同時に、今の審議会のテーマとは別にさまざまな問題について、宗教学者であるとかあるいは宗教家であるとか、あるいは最近さまざまなところで、例の霊感商法ももちろんそうですが、被害者を救済するための弁護士とかさまざまな活動をしておられる方がおられます。そういう方々にも参加をさせていただくような形で、広く国民的な意見

を吸収できるような、将来的な、宗教と政治のあり方も含めまして、審議をする、あるいは意見交換をする、あるいは調査をするような調査会のようなものをつくるお考えはないかどうか。できれば私はそれはやっていた方がいいんじゃないかというふうにご意見を伺うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(島村宣伸君) 宗務課でこのことをずっといろいろ検討してきておりますし、いろいろな御要望も寄せられておるところでございますから、今までの経過等について文化庁次長から御報告させていただきます。

○政府委員(小野元之君) 御指摘ございました宗教団体その他についていろいろ実態調査もすべきではないかと、私ども実はそれは必要なことだと思っております。

現在の宗教法人制度ができて四十数年が経過したわけでございますが、社会の状況も大きく変わっております。今回、法改正をお願いしておりますけれども、国内外の宗教団体等をめぐる諸状況についていろいろ調査研究を行う必要もあると思っております。

それから、宗教全般にわたる情報の収集あるいは提供、こういったことも考えていかなければいけないと思っております。平成八年度の予算におきまして、大蔵省にお願ひしていただいておりますけれども、例えば宗教と社会とのかわりに関する調査研究といったようなものもぜひ実施をしてみたいということをお願いしております。そういった点、幅広くさまざまな検討、研究をしていきたいと思いますところでございます。

○前川忠夫君 まだ時間が残っておりますが、最後に私の意見を申し上げておきたいと思っております。

先ほど世論調査のお話を申し上げましたが、文部省から出されている日本の宗教法人の資料を見

ていますと、各団体の信者の合計は二億一千万強ですか、多分神社にお参りしただけの人までが入っているんだろうと思っております。わからないですからね。にもかかわらず、宗教法人法を今度の問題については改正すべきだというのが圧倒的多数だと。この差というのが私は大変気になるわけですよ。

私は今度の法改正というのは、いわゆる信教という心の問題とかそういう問題ではなくて、むしろ法人としての管理上あるいは運営上の問題だということに最初から説明をいただいております。私たちもそうであつてほしいし、またそうだとおっしゃるに確信をしておりますけれども、それでも心配をされている方がおられるわけですね。これは、そういう法人あるいは団体の役員をやっている方だけではないかと思っておりますけれども、そういう方々の心配だろうと私は思っております。そういう意味で、私はこのことが逆に一般の信者の方にまで不安を与えるようなことがあつてはならないと。

私は、出身が労働組合なものですから、もちろん経験をしたわけではございませんが、戦前の労働運動に対する弾圧だとか、言論、思想あるいは信教を含めましてさまざまな弾圧というものも書物やあるいは人づてに聞いて承知しているつもりです。

今度の問題が信教の自由を侵すのじゃないかというさまざまな議論がありました。もちろん、私もその問題については非常に過敏になつてさまざまなチェックをしてまいりましたし、あるいはこれからもしていかなければならないというふうにも考えています。このことが国民の皆さんから見ると、政治の場できちつとそういうところまで議論をされて、なるほどと言われるような議論を最後の締めくくりとして私はやっておかないといけません。そういう意味で、これは委員会の方にお願ひをしておきたいんですが、最初に申し上げましたように、もちろん私はいろいろな意見があるのは当然

り前だと思えます。そういう意見をしっかりと吸収をして、特に私はそれがどうのこうのという意味じゃありません。反対をしている方あるいは賛成をしている方、この委員会には参加してない、外で参加をして意見を言いたいという方々の意見をしっかりと聞き取りたいものができるだけ早く持つて、そういう意見も参考にしながら最後の締めくくりをするということに私はすべきだと思います。

それは、もちろん参考人の問題もあるでしょうし、あるいは公聴会の問題もあるかもしれません。それらの問題についてできるだけ早く結論を出さないと、ただ議論が長く延びるといことがいいた方がいいかもしれません。ぜひその辺をこれからの委員会の、特に理事会等の議論の中で詰めていただきたいと思います。最後に申し上げます。少し時間を残しましたが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○有働正治君 私は、本日は特に社会的責任がおります公益法人たる宗教法人の幾つか具体的な行為につきまして、それが社会的に責任ある公益法人たる宗教法人にふさわしい行為なのかどうかという問題について質問したいと思つております。

ただし、私は総理にも見解を求めると要望してありますし、ちよつと早まつた関係で、総理がお見えになるまでお待ちいただくか、何かちよつとさせていただきます。

○理事(尾辻秀久君) ちよつと速記をとめてください。(速記中止)

(理事尾辻秀久君退席、理事松浦功君着席)

○理事(松浦功君) 速記を起してください。

○有働正治君 私は、本日は特に社会的責任がおります公益法人たる宗教法人の幾つかの具体的な行為を取り上げまして、その行為自体が社会的責任ある公益法人たる宗教法人にふさわしい行為であるのかどうか、具体的な事例を通じて御質問し

たいと思つております。また、税問題も取り上げさせていただきます。

まず、文部大臣にお尋ねいたします。宗教法人は社会的に大事な存在であります。そして、法律によりまして税法上を含めまして社会的保護を受けている公益法人でもあるわけでありまして、そういう点からいまして、宗教法人はそれによつて、社会的に指導されるようなことを考えたときに、社会的に指導されるようなことはやるべきではないかというふうにも考えるわけでありまして、この点について文部大臣、お願ひいたします。

○国務大臣(島村宣伸君) お答えいたします。宗教そのものの存在は人の心を安定させ、国民一人一人の生活に定着し、大変大きな役割を果たしている、そう認識いたしております。

このようなことから、宗教法人の宗教活動には公益性が認められ、他の多くの公益法人とともに税制上の優遇措置が講じられるなど、社会的に保護を受けていることは御指摘のとおりであります。宗教法人も法令に従つた行為をしなければならぬのは当然のことでありまして、法八十六条はこのことを規定いたしております。

多くの宗教法人は公益的な真摯な活動を続けておられると私どもは受けとめておりますが、各宗教法人が社会から寄せられている期待、役割を一層自覚し、社会的な批判を浴びることのないようにその責任を果たしていくべきだと、そう考えております。

○有働正治君 総理についても、この点につきまして、この間の本委員会の答弁でも、宗教団体あるいは宗教法人は、本当の意味で国民の皆さん、庶民の皆さんからなるほどと納得されるような、そういう公正公平な宗教活動が求められていると、当然の御発言もなされておられるわけでありまして、これらの点について改めて基本的見地を伺います。

○国務大臣(村山富市君) 今、文部大臣からも答弁がございましたけれども、宗教団体に公益法人

としての法的資格といえますか、を認証するわけですから、公益的な役割はあるという意味で公益法人としての認証をしているわけですが、したがって、公益に反するような、社会から指弾されるようなそういう行為があつてはならないというのの当然のことだと思ひます。そんな意味では、だれが見てもまともな宗教活動というものをしっかりとやつていただくということが大事ではないかというふうな思ひます。

○有働正治君 以上の見解を前提に、私は創価学会につきまして、以下に挙げる具体的な事例について、これが今おっしゃられましたふさわしい行為か、あるいは社会的批判との兼ね合い、公益法人との兼ね合いから見てどうなのかという具体的な問題をお尋ねします。

それに関しまして、まず大蔵省に事実確認をいたします。

創価学会本部のあります東京新宿信濃町の本部あるいは別館の周りに大蔵省の所有地があると思ひますが、どこあたりにあるのか、そこは道路なのか何なのか、事実関係を求めます。

○説明員(斎藤徹郎君) お答えいたします。御指摘のとおりですが、創価学会本部と本部別館の間、それから本部別館の北側、それから本部別館と第二別館との間などに国有地が存在しております。これは一般の通行の用に供する道路として利用されているところであります。

○有働正治君 一般の通行に供する道路として国有地がある、いわば天下の公道、国有財産としての道路があるという問題であります。一般市民、住民が往来できるはずであります。(地図掲示場所を具体的に、信濃町駅周辺の、これは後で土地建物の課税の問題について、実は別館、第二別館の通りであります。青い道路は公道であるという問題ですね。これはもう明白であります。ところが、これが天下の公道としての往来ができるようになっていくかどうか、こういう問題であります。

私も先週末、国勢調査とのかかわりで現場確認いたしました。創価学会の手で「私道に付き通り抜け」の「遠慮下さい」との立て札、標識が置かれて通行禁止措置がとられているわけでありまして。ここに私は写真を持ってまいりました。(写真掲示)「私道に付き通り抜け」の「遠慮下さい」と。実は立っているのは私であります。それと、新宿の我が党の区会議員さんであります。その立っている道路が国有地、公道であります。その公道の上に「私道に付き通り抜け」の「遠慮下さい」と、堂々とこういう標識が書かれ、そこにガードマンらしき人物が立って通行を制止すると、こういう事態であるわけでありまして。

天下の公道、これが私道扱いされていること自体、こういうのがさきに言われました公益法人たる立場から見ても果たしていいのかわるか、社会的批判を受けてはいけないとおっしゃられた答弁から見てどうなのか、その点ふさわしい行為と考えられるのかわるか、大蔵大臣、お願ひします。

○国務大臣(武村正義君) 私どもも調査をいたしまして、御指摘のような事実があつたことを確認させていただきました。現在はその看板はもう撤去されておりますが、少なくとも国有地でございますし、これが道路としてその用に供されている土地でございます。その国有地に対して「私道に付き」云々というのはどう考えても正しくありませんし、適当ではありません。今後、厳しく国有財産の管理の上で適正な管理に努めていかなければならないというふうな思ひしております。

○有働正治君 これは、私が指摘した結果、今週になって撤去されたということであるわけでありまして、撤去されたからということでは、オーケーというわけにはいかないものであります。天下の公道なんでしょうか。

と申しますのは、そう甘いものじゃないんです。これは、実はこの問題、「私道に付き通り抜け」の「遠慮下さい」と、これは例えばことし、月刊誌の三月号、この中でこの問題が公然と大問題として指摘されていたんです。それはもう本当に大特集

ページが組まれて、私はここに持っていますけれども、その中でこの問題も指摘されて、天下の公道が通れないようになっていくと、天下公知の大問題として指摘されていた。つまり、ことしの三月、月刊誌で指摘されていたにもかかわらず、今日この方まで「私道に付き通り抜け」の「遠慮下さい」と確信犯としてやられていたんですよ、確信犯として。したがって私は、大蔵省に、撤去しましたから云々というだけでは済まされません。

天下の公道をいつからいつまで、どういう目的で私道扱いしていたのか、これについて大蔵省は黙認していたのかどうか、あるいはどういふ対応をしたのか。そういう点についてどう指導して、今後どういふふうに対応すると当事者の創価学会は対応したのか、きっちり調べて私に御報告願ひたい。

そうでないと、質問のときだけ、国会で問題になるからとちよつと撤去する。私はけきの時点でも私の秘書に現地に行つて確認させてまいりました。いろいろガードマンらしき人が、事実上通れないようなそういう状況もあるんですよ。天下の公道をそういう扱いが行われるというのはいけないわけで、厳重な調査を求めます。

○説明員(斎藤徹郎君) お答えいたします。ただいま……(発言する者多し)

○理事(松浦功君) お静かに願ひします。

○説明員(斎藤徹郎君) ただいま御指摘をいただきました国有地につきましては、これは昭和二十三年に財産税の物納によりまして大蔵省が引き受けた財産でございます。物納以前から道路として一般の通行の用に供されていた財産でございます。現在も道路として使われているということでございます。

ただいま御指摘のように、立て札が設置されておつたということでございます。国有財産の管理上、第三者が私道である旨を表示しておくということは適当ではありませんので、設置者に対して撤去の申し入れを行ったところでございまして、現在撤去されているというところでございまして、

す。全国にたくさんさんの国有地がございまして、それは台帳で管理をしているわけでありまして、このような御指摘を受けまして、我々も一層国有地の管理には適切な処置をまいりたい、このように考へております。

○有働正治君 今後、国有財産の管理を厳格にやつていただくよう大蔵大臣にも厳しく要求してまいります。

同時に、ここにはいろいろな問題がございまして。実は、天下の公道の往来者がすべて見通せるところに監視カメラが設置されているのであります。(写真掲示)これも私は写真撮つてまいりましたけれども、ここにあるのが監視カメラなんです。ここが監視カメラで、国有地の公道が、そこは真つすな道ですから一直線がすべて見通せる、こういう非常にいい場所に確かに設置してあるんです。区道から国有地の公道に入つていくと、ここからばあつと見える状況になっているんです。

それで、その通りにはワンボックスカーがあるんです。通りますと、常時置かれていて、そこからどつと人が出てくるんです。それで、その人が出てきて我々を監視して、トランシーバーで連絡し合ふんです。そして、この前を通つて角を通りますと、先週のことなんです、これは先週撮つたんです。現場確認のため。そうしますと、この持ち主の入り口から別のガードマンが出てきて、トランシーバーを持って私どもにくつついて、そしてまた連絡をとつて、ずっと信濃町の駅構内の中まで何人も私どもを監視しながら追尾するんです。

こんな天下の公道を、国民、地域住民の人たちも本当に恐ろしいところだという、そういうことで訴えが出された経緯もあります。次々にガードマンらしき人が何人も出てくるんです。(発言する者多し)そんな甘いものじゃないんだよ。そして、次々にトランシーバーでやりながら追尾する、こういうことがやられているわけでありまして、

追尾する、こういうことがやられているわけでありまして、

す。天下の往来、住民の日常生活にも支障、重大な脅威とプライバシーに対する侵害だと、住民の訴えも出されているわけでありませぬ。

そういう点で、地域住民の生命、財産を守る自治大臣・国家公安委員長として、この点を先ほどの宗教法人にふさわしい行為と考えられるかどうか。そして法務大臣、その点どうお考えになるのか、御見解を簡潔にお願いたします。

○国務大臣(深谷隆司君) まず、御指摘のようなカメラを構えて通行人を常時映し出しているという点については、今日の法律の上でこれを禁止することについては容易なことではありません。しかし一般論として、道路上で理由もなく通行人を制止したり、つきまとったり、妨害するような行為は道交法違反であり、軽犯罪に触れる可能性はございます。

いづれにいたしましても、法律にのっとった対応を警察としてはしなければならぬと思っております。

○国務大臣(宮澤弘君) お尋ねの件でございますが、一般論として申し上げますれば、プライバシーにかかわる問題につきまして侵害を受けたということがございまして、侵害を受けた者から申し出がございまして、それに依りて人権侵害事件等として事実関係を調査し、事案に応じた適切な対応をするということになっております。

○有働正治君 創価学会におきまして、例えば我が党の場合、宮本顕治議長宅の電話盗聴などもありましたけれども、自分の立場、見解に批判的な人に対して尾行したり、脅迫したり、暴行行為等々の行為が相当訴えられ、私どもにも意見が届けられているわけでありませぬ。

それは、かつての創価学会の顧問弁護士でありました山崎正友氏に対する二十四時間の監視、尾行、脅迫等の行為であります。山崎氏から本年三月十五日、赤坂警察署に告訴状が持っていたかれています。告訴の事情の中で本人が記しているところによ

りますと、山崎氏は元創価学会顧問弁護士でありましたが、創価学会より昭和五十五年に恐喝罪で告訴され、平成三年二月から平成五年四月二十七日まで栃木県内の刑務所で服役している、本人もその旨記しています。そして出所以来、尾行、見張り、とりわけ平成五年秋の国会での証人喚問申請以来、この方三年にわたって殺すぞとの脅迫電話、尾行、威迫、地方出張を含め三百六十五日、二十四時間そうした状態に置かれていた。そこで、業務への障害、自由の剝奪、身の危険などからついに告訴状を赤坂警察署に持っていたと、こういうこととあります。

私どもは、山崎氏から、毎日教台の車で尾行されているとの情報を得まして、山崎氏に国会方面に来ていただき、本当かどうか確かめることにしたわけとあります。十一月二十二日午後一時ごろ、参議院議員会館の前で、議員面会所との間の公道の中で、山崎氏の乗ったタクシーと、それを尾行する三台の車が目撃されました。白いセダンと黒いポックスカーで、ナンバーは、白いセダンの方が足立三三の八四六二、黒いポックスカーの方は練馬三三三の五二五六と、これも赤旗の写真部が写真撮ることに成功いたしました。(写真掲示)明白な証拠に基づいて私は言っているわけとあります。現代の民主的な法治国家で、しかも事もあろうに国会議事堂の前で白昼公然とこうした行為が行われているということとあります。

さらに、十一月二十四日午後七時ごろ、また尾行されているとの連絡がありまして、もう一度国会の前を走っていただいた。私は、ちょうどこのとき国会の議員会館にいましたので、すぐさま現場に出かけ、直接私も目撃いたしました。目の前に本当に追尾されているんですよ。白いセダン、土浦三三は七八〇一、こういう車なんです。赤坂警察署の捜査官も尾行車を確認しているはずであります。

国家公安委員長、車のナンバーもはっきりしているわけでありませぬから、だれの車かきつちりお調べいただきたい。

○国務大臣(深谷隆司君) 捜査に関する具体的なお話でありますので、担当局長より答弁させませぬ。

○政府委員(野田健君) お尋ねの事案につきましても、本年三月十五日、山崎氏が警視庁赤坂署を訪れ、最近不審な車がつきまとい、追尾されるなどの嫌がらせを受けているので脅迫罪、威力業務妨害等と告訴したいと相談を受け、本人から詳しい事情もお聞きしたところとありますけれども、告訴事実を疎明する資料の整備を行っていただく必要から、再度また来署していただくようお願いしているところであります。告訴に必要な疎明資料等が整備され、告訴の要件を整えた段階で受理したいと思っております。

なお、警察といたしましては、現在までのところ明らかな犯罪の嫌疑を確認するに至っておりませぬけれども、相談も受けましたこととあり、告訴の有無にかかわらず、刑罰法令に触れるような行為があれば適切に対応してまいりたいと思っております。

○有働正治君 山崎正友氏及びその知人が尾行された車の一覧リストを私は持っています。平成六年二月以来、品川五三三の四五二五、以下全部車両ナンバーでございます。これだけでも三十数台あるんですよ、こういうこと。そして山崎氏は、もともと私が監視、尾行などの創価学会の幹部だった当時、総元締めをやっていた自分が言うから間違いないというのを言って、運転手の数名は学会本部の防衛部隊とも言える人物だということまで指摘してあります。車のナンバー等々も明白であります。私も、先ほどお示しましたように、証拠写真その他も明白に撮ったわけとあります。

したがって、国家公安委員長、法に基づいて必要な措置を、断固たる措置を求めざるを得ない。これは国家公安委員長として答弁いただきたい。

○国務大臣(深谷隆司君) ただいま刑事局長が答えましたように、この件については一たん事情を

伺っておりますが、再度お越しをいただいで厳密に話を伺うことにはいたし、仮に刑法に触れることであれば適正な、厳正な処置をすべきだと思っております。

○有働正治君 総理、私はいろいろ具体的な事案を挙げました。公益法人としての行為としてこの点どうなのかという問題意識から私は今問題提起をしているわけでありませぬ。いやしくも社会的批判や社会的指弾があつてはならないということに冒頭に御答弁なされたわけですから、この点についての感想なり、対応について積極的な対応を求めるわけとあります。

○国務大臣(村山富市君) 具体的な事実関係は私は承知いたしておりますから、したがってコメントは避けたいと思っておりますけれども、しかし一般論として申し上げれば、私は、御指摘のような行為がもしあるとするならば、それはふさわしいことではない、公益法人として社会的に指弾をされる行為ではないかというふうに思っています。

これは、この宗教法人法の改正案を審議する際にも、一番強調して皆さんが御議論になったのは、基本的な人権の尊重ということですね。したがって、その基本的な人権を侵すような行為というものは、これはやっぱり社会的にふさわしいことではないと言わなければならぬと思っております。

○有働正治君 次に、私は、きのう我が党の橋本議員も提起いたしました、宗教法人法に基づく本来の用に供していない施設等での固定資産税の非課税問題、この問題を取り上げたいと思っております。私どもは固定資産税を政党として払っている。選挙の公平という点でこの点どうなのかという立場から述べているわけとあります。

まず、事実関係を求めます。私は創価学会本部のある東京信濃町を例にしたいと思っております。法務省に聞きます。

私は、新宿の党の区議団、専門家の御協力を得まして、信濃町で創価学会所有の土地をすべて登記簿から確認いたしました。ここにその書類全部を持ってまいりました。大変手間がかかりまし

た。その一つ一つの地番、地目、面積を私は抽出いたしました。私の調査として法務省にお示し、私どもの調査が間違いないか調査結果の確認を求めたわけでありませぬ。

つまり、この地目、信濃町十五の二あるいは何丁目何番地と、十五の二は宅地で八十四・四七平米、十五の三は宅地で百四・八二、あるいは信濃町十九の一は境内地で九百四十二・〇〇平米と、これを全筆数調べて、私の調査として法務省に確認を求めたわけでありませぬ。

その結果、法務省として、私の調査、事実関係間違いなかつたかどうか。私の調査を集計すると、信濃町の創価学会所有地は地目別でそれぞれ何筆で何平米なのか、簡潔に結論だけ教えていただけないかと。

○政府委員(濱崎泰生君) ただいま御指摘のように、委員から事前に新宿区信濃町十五番の二以下三十二番の三十八までの合計百十五筆の土地登記簿を見せていただきまして、その登記簿を確認させていただきますところ、その総面積は合計百十五筆で二万九千八百三十六・五二平米、地目別に申しますと、宅地が七十四筆で一万二千五百二十四・九八平米、境内地が四十筆で一万七千二百三十九・五四平方メートル、公衆用道路が一筆で七十二平方メートルであるということを確認いたしました。

○有働正治君 私の調査結果と合致いたします。そこで、時間も限られてまいりましたから、きのう来、橋本議員も提起いたしました。合計すると約三万平米、約三ヘクタールの所有地です。その中で境内地は一般に非課税で宅地等は課税されているわけですが、この住宅地図に、創価学会の土地がどこにあつて、非課税地、課税地、境内地を非課税地として色をつけました場合、どういふふうになるというのがこの地図。(地図揭示)赤が非課税地、ピンクが宅地等ということ、かなり大規模になるといふことがわかります。

それで、自治省の固定資産税の算出の仕方に基づいて、専門家の協力を得て、私も大学では数字

でありますからかなり厳密にやつたつもりであります。固定資産税がどれくらいになるかという、境内地だけ、しかも土地だけに限って見ますと一億二千万円になります。

次に、私どもは全国一カ所と言われるような施設、建物等の課税額がどれくらいになるか少し知りたいと思ひまして、北海道、東北、関東、中部、中国、四国、九州の各ブロックから一つの創価学会文化会館を選び出して、自治省公認のやり方で、土地について十一カ所、十四万三千四百平米について固定資産税推計一億二千九百万円。こういう施設が選挙活動の拠点となつていたりすることは明白でありますから、自治大臣、本来の目的に供しているかどうかという立場から、税の公平、課税について厳格な対応、これを求めるわけでありませぬ、いかがでありますか。

○国務大臣(深谷隆司君) 宗教法人につきましては、たびたびお答え申し上げておりますように、専らその本来の用に供する境内建物及び境内地が非課税の対象になるわけでありませぬ。ですから、その非課税の対象地が他の目的のためにほとんど使われているという状態であれば、当然非課税措置は正しくないわけでありませぬ。

これらの判断につきましては、本来市町村で判断します。この場合、二十三区でありますから東京都でございます。適切な判断をするように指導したいと思ひます。

○理事(松浦功君) 時間です。
○有働正治君 じゃ、終わります。
○理事(松浦功君) この際、暫時休憩いたします。

午後四時四十分休憩
午後四時五十二分閉会
(理事松浦功君委員長席に着く)

○理事(松浦功君) ただいまから宗教法人等に関する特別委員会を再開いたします。
佐々木委員長から委員長辞任の申し出がござい

ましたので、私が暫時委員長の職務を行います。委員長の辞任の件についてお諮りします。佐々木委員長から、文書をもって、健康上の理由により委員長を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕〔異議あり〕と呼ぶ者あり
○理事(松浦功君) 御異議があるようでございませぬので、佐々木委員長の辞任を認めることに賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕
○理事(松浦功君) 起立多数。よつて、辞任を許可することに決定いたしました。
これより委員長の補欠選任を行います。つきましては、選任の方法はいかがいたしませぬか。

○洲上真雄君 私は、委員長に倉田寛之君を推薦することの動議を提出いたします。
○理事(松浦功君) ただいまの洲上君の動議に賛成の諸君の起立をお願いします。
〔賛成者起立〕
○理事(松浦功君) 起立多数。よつて、委員長に倉田寛之君が選任されました。
どうぞ御登壇をお願いいたします。(拍手)

〔倉田寛之君委員長席に着く〕
○委員長(倉田寛之君) ただいま皆様の御推挙によりまして委員長の重責を担うことになりました倉田寛之でございます。

甚だ微力でございますけれども、皆様の御指導と御協力を賜り、公正で円満な委員会運営に努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。(拍手)

○委員長(倉田寛之君) 理事の辞任についてお諮りいたします。
尾辻秀久君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認め、それでは、理事に上杉光弘君を指名いたします。

○委員長(倉田寛之君) 宗教法人法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。
○本岡昭次君 まず、外務省に伺います。
オウム真理教事件は多くの死者、負傷者を伴う大事件となりました。こうした事件をもつと初期の段階で把握することができないか真剣に私たちは考えなければならぬと思ひます。だからといって、現行宗教法人法に管理監督権を与えてという方策は、信教の自由を根本的理念とする現行法としてとるべきではないかと私は考え、別の対応について議論をしたいと思ひます。

その意味での対応の参考になるもの一つに、欧州議会が一九八四年に採択した議決の中にカルト決議十三項目がありますが、外務省に確認をしていただきたいと思います。

○政府委員(浦部和好君) 先生御指摘のように、一九八四年五月二十二日の欧州議会の決議においてかかる決議がなされております。
この決議は、宗教団体には与えられる保護のもとで活動している新たな団体による法の侵害に対して、E.C.当時のE.Cでございませぬが、一つの機関でありました欧州議会としての考え方を表明したものと、かように理解しております。

○本岡昭次君 法務大臣にお伺ひいたします。
日本国憲法は、国民のすべてに基本的人権の保障をしています。これは宗教界においても同様で

あります。オウム真理教事件に関して警察当局が全力を挙げて対応していることに敬意を表するものでありますが、ただ、刑事事件としての対応の前に、私は政府として、人権問題として、基本的人権というものが個人にどのようにつながっているかという点についての対応というものがあべきではないかという点を考えます。

例えば、本人の意に反して収容、拘禁、暴行、子供の教育権侵害、薬物の不当投与、面会の拒否など、これらは一つ一つ人権侵害の事例であります。オウム真理教事件を見ても、またいろいろな宗教団体、あるいはまたそのほかの団体が事件を起こす前には、私が言いましたような人権侵害というものが必ずあるわけでありまして、ここで問題をきちんと把握するか放置するかということによって私はその後の対応が変わってくる、このように考えているものであります。法務大臣としてはいかがが考えられますか。

○国務大臣(宮澤弘吉) お尋ねの件につきまして、恐らくいろいろな対応があらうと思っております。おっしゃいましたように、入信をいたします場合に本人の自由意思によって入信をされているかどうか、そこに何らかの強制が加えられているかどうかという問題もございまして、あるいは子供の入信につきましても、この場合に親の親権行使ということがどこまで許されるかというようないふことがあろうと思っております。

でございまして、一方においては信教の自由ということがございまして、宗教活動につきましてもおっしゃいますような基本的人権というものが前提とならなさいいけない、守られていかなければならないと思っております。特定の人が、法律上、正当な手続によらないで自由を拘束されるというような場合には、これは御承知であろうと思っております。人身保護法の規定によつて、人身保護法を適用することによりまして現在でも救済を図ることができるわけでございます。制度としてはそういうことになっておりますが、おっしゃいますように、やはり宗教

活動の前提としての人権の擁護という観点ということでは非常に重要な観点であるというふうな考えでおります。

○本岡昭次君 先ほど外務省の方で確認をいただきました。欧州議会のカルト決議十三項目というのが、今、法務大臣のお話しになった事柄と深くかかわっております。その十三項目の中の幾つかをここで申し上げてみたいと思っておりますが、宗教団体の信教の自由というものと個人が持つ基本的人権というものとのかかわりをこのように述べておきます。

「青年に達していない者は、これは未成年ということですね。二十歳未満の者は、団体の構成員となることにより、その生涯の進路を決定するような長期にわたる正式参加を行うよう強要されるはならない。」とか「団体加入後に家族及び友人との接触が認められなければならない。」あるいは「また、教育の課程を開始した構成員は、その修了を妨げられてはならない。」また、以下の個人の権利は尊重しなければならない。

妨害されず団体を離れる権利 直接に又は手紙若しくは電話で家族及び友人と接触する権利 法的又はその他の、中立の意見を求める権利 随時医療の手当てを求めるとする権利、あるいはまた、物乞い又は売春等、特に資金調達に関して、何人も法を破るよう教唆されてはならない。あるいは「構成員の家族からの電話の呼び出し及び手紙は、即座にその構成員に回されなければならない。」「新規加入者に子供がいるとき、団体は、子供の教育及び健康を促進するため最善を尽くすとともに、子供の幸福が危険に曝されるような環境を回避しなければならない。」「こういうようなことがずっとここに述べられているわけです。だから、宗教団体は、信教の自由ということでその活動そのものは保障されている。しかし、その構成員の個人的権利の今言いました個々のかわりには、今のようないふことをしつかり守らなければこれはオウムのようになりましますよということとをここで、議論を一九八四年のその段階でやつ

ているわけなんです。

だから私は、宗教法人法を改正して、オウム事件のような再発を直接に防げなくとも何か効果があるのではないかとこの事柄に対して、そうじゃない、もつと別の基本的人権からの切り込みというものをきちんとやる必要があるのではないかとこのことを私は考えるのであります。

そこで、法務大臣どうでしょうか。こうした個人の人権を日常的に守っていく権限と能力を持つた人権擁護制度、またその制度に基づく機関、そういうふうなものをつくって、そしてオウム事件のような事件防止をするということを私は考えるべきではないかということを思うんです。法務省に人権擁護委員会とか擁護組織とかいうものが現在ありますけれども、これは極めて貧弱な言い方なら怒られるかもしれませんが、こうしたことに対応できるような権限と能力を持っていないと、私はこう見ています。

いろいろな危機管理ということが言われます。予測できそうにもない自然災害の地震でも何とか予測しよう予測しようとしておるんでしよう、事前に察知できないかと。だから、こういうオウム真理教のような事件に至るまで、こうした個々の細かい人権侵害が行われているところをきちんと押さえて対応していけばこういうことにならないんでないかというのを思うんです。どうでしょうか。

人権問題に非常に日本の政治は弱いんですよ。この際、そういうふうな問題に踏み込んでいくということをお考えになりますか。法務大臣、いかがですか。

○国務大臣(宮澤弘吉) 基本的人権を擁護するということは、我が国憲法の重要な柱の一つでございます。また、民主主義の基本であると思っております。それから、先ほどお話しもございました、私も申し上げましたように、信教の自由なり宗教活動の自由というものはもちろんございまして、しかし、それが基本的人権を無視したり基本的人権をじゅうりんしていいということでは決してな

いと思っております。

法務省といたしましては、一つは先ほどお話しもございましたが、基本的人権というものが国民生活の基礎でございますので、そういう考え方、思想の普及、徹底ということに努力をいたしているつもりでございますし、また同時に、個別の基本的人権の侵害の事例というものが生じた場合には、それを受けまして、それについての是正措置等について、今もお話しもございました人権擁護委員等がせっかく努力をいたしているところでございます。

今の御提案はそれ以外と申しますか、それに加えて特別の何か機関ができないか、こういうお話でございますけれども、これは今のところは御高見を承ったということで私は御理解をいたしたいと思っております。

○本岡昭次君 いや、御高見で、私はそんな御高見なんぞ言つたつもりはないんですけれども、みんな不安なんです。不安なんです。一番の問題は、だから、その不安を未然に防止するというのは、例えば風邪を引く前にのどがおかしくなるとみんなうがいをするんです。同じように、特に子供がいろいろな状態に置かれるんですよ。強制的に拘禁されたり、親と面会できなかつたり、家へ帰ればまたそれを強引にさらに強制的に宗教団体に持つていくとか。だから、そういう段階を放置せずに、やはりきちんと対応できるものを。

今の人権委員会とかああいう擁護委員の機能ではできませんよ、そういう権限とか機能を持っていない。だから、これはそういう人権というものにきちんと対応できるものを、御高見じゃなく、法務大臣をやっておられる間にぜひともこれを。行政改革で新しいものをつくるべきではないとかいうふうな議論もいっぱいあります。しかし私は、この人権問題というのをそういう形できちんと押さえていく法務省に僕はなつていただきたいと思っております。御高見拝聴じゃなくて、もうちょっと前向きな御意見をひとつ出していただけませ

んか、こういうときにこそ。

○國務大臣(宮澤弘君) 今お話しの中でも行政改革云々というお話もございました。そういうこともございますので、今ここで直ちにお説のような新しい機関なり機構なりをつくるということについて検討を進めるといふような御答弁を申し上げる立場にはないと思ひます。

しかし、先ほど来しばしば申し上げておりますように、人權の考え方の思想を普及徹底すること、それから、現に人權侵害が行われた場合にはそれに直ちに対応していくということについては、今回のオウムの問題につきましても、おつしやいますようにこれは基本的に必要なことであるという認識は十分持っておりますので、その面ですつと努力をしていきたいと思ひます。

○本岡昭次君 きょうは議論は法務大臣とはこの程度にさせていただきます。また改めて深めたいと思ひます。

文部大臣、どうでしょう。この宗教問題については、未成年の子供たちがいろんな形でかわつていくんですよ、学生とか生徒。そういうことも含めて、現行の宗教法人法をこういうふうに変更することによって國民のさまざまな不安とかいうことは解消されるんじゃないと、こう思ふんです。そういう点で文部省も積極的に子供の人権を守るという立場でかわるべきだと私は考えます。いかがでしょうか。

○國務大臣(島村宣伸君) 御高承のとおり、教育を受ける権利は、憲法、教育基本法に規定されている極めて重要な権利であります。いかなる信仰を持つとも、保護者は子供に義務教育を受けさせる義務があると、こう規定しております。また、何びとも子供の就学を妨げることは許されないと、これも同じくであります。

子供たちの就学を確保するためには、保護者に対する粘り強い説得が実必要でございます。状況によっては広く関係機関とも連絡して取り組む必要もあるわけでございますが、文部省としては今後とも、子供の適正な就学が確保されるよう、

関係省庁とも連絡しながら指導してまいりたいと、こう考えます。

○本岡昭次君 答弁は大変不満ですが、仕方がありません。

○國井正幸君 新緑風会の國井正幸でございます。

ごらんのとおり、大変緊迫した感じを私は受けるわけでございます。こうした中で質問をさせていただくわけでございますが、私の質問が本日最後だ、これが終わった後何かあるんじゃないかと、こういうふうなことをみんな心配しているというふうな思ふんです。そういう意味では、倉田新委員長におかれましても民主的な運営で、みんな安心してやつてもらえるような運営をぜひお願いしたいというふうな思ふところでございませう。

それでは、昨日の質問に続いてお伺いをさせていただきます。

昨日、時間がなくて途中で終わったわけでございますが、私は、なぜそんなに急いでこの法改正をやるのかと、こういうふうなことを伺ったわけでございます。その小野文化庁長の御説明の中で、國民の世論は宗教法人法の改正を望んでいる、非常に高い率で改正をすべきだと、こういうふうな世論調査というのか、世論をそういうふうな受けとめていると、こういうふうなお答えがあったわけでございますが、少なくとも九月二十九日の段階で何を根拠に改正をすべきだとお考えになつておられるわけございませうか。

○政府委員(小野元之君) 私が昨日お答え申し上げましたのは、当時の新聞の世論調査等によりまして、非常に高い率で宗教法人法の改正をすべきだという意見が強かったというふうには記憶をいたしております。

そして、審議会におきましても、特別委員会を八回、総会を五回ということで、特に特別委員会の先生方は夏休みを返上なさいますして一生懸命御議論をいただいたわけでございます。こういった

時点におきまして、ぜひとも二十九日の時点で報告を出していただく、そしてそれを受けて具体的な法改正に取り組むべきだというふうな私としても考えておりましたので、その旨申し上げたところでございませう。

○國井正幸君 最近、特に佐賀の補欠選挙等を含めて、衆議院での法案の議論がなされてきて、私は世論の関心も相当高まってきたというふうには思っておりますけれども、少なくともこの時点で、言われるほどのそういうふうな高い率があったというふうには私は思っておりません。見解の違いかもしれませんが、私はそのように考えております。

それでは、中身の問題に入つていきたいというふうに思ひます。

改正法案の第二十五条の部分に「財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出」の項があるわけでございますが、その第三項に、「宗教法人は、信者その他の利害関係人」に対して、途中省略しますが、「正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬ」と、こういうふうな中身があります。そして、宗教法人審議会の報告の中でも、宗教法人に何らの関係を有しない者まで含めるのは適当でないから信者なり利害関係人だと、こういうふうなことで出ているわけでございます。

この中で信者あるいは利害関係人、これはどういう人を指すのか、そしてまたそれが信者なり利害関係人というふうな認められるのか、この辺についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(小野元之君) お答え申し上げます。「信者その他の利害関係人」でございますけれども、正当な利益があり不当な目的でないといった場合に、法二十五条二項の備えつけ書類の閲覧を請求できるというふうなこの法律では定めてございます。

信者につきましては、各宗教団体の特性や慣習によりましてさまざまな呼び名で呼ばれているわけでございます。そして、信者かどうかの判定というのは、当然のことでございますがその宗教法人がなさることでございますが、一般的には信者というものにつきまして、この二十五条二項の閲覧を請求できる正当な利益がある信者その他の利害関係人の信者につきましては、一つといたしまして、寺院の檀徒や神社の氏子などのうち、法人と継続的な関係があつてその財産基盤の形成に貢献している者、こういったものが考えられます。また総代など、法人の管理運営上の地位が規則等で定められている方、それから三番目に宗教教師など、法人と継続的な雇用関係にある方、こういった方がここで言う信者に含まれるというふうな私どもは理解をいたしております。

○國井正幸君 具体的な話でお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

オウム真理教の飯谷さんの事件にも大変関係があるわけでございますが、例えば私がどこかのある宗派の信者になった、そして私が多額の寄進をしたというふうな仮定をさせていただきます。私の個人的な私有財産を寄進する、その場合、私の妻あるいは子供、そういう者については利害関係人というふうに見られるんじゃないかと。

○政府委員(小野元之君) 今の例でございますが、具体的な法律上の正当な利益があり、かつ不当な目的がないというのと言えらるかどうかということが出てまいります。

今おっしゃつたのは、仮に、奥様が信者ではなかつたけれども、じゃ利害関係人の方に入るかどうかということになると思うのでございませうけれども、利害関係人の例といたしましては、債権者や保証人など、法人と取引等の契約関係にある方、それから法人の行為により損害をこうむつた方、あるいは包括・被包括の関係にある宗教法人、こういったものが私どもとしては主な例だというふうな考えておるわけでございます。

具体的に仮に先生がある宗教法人に対して寄進をすつとなさつておられて、その関係で私は先生

は当然ここで言う信者その他の利害関係人に含まれると思えますけれども、奥様の立場がどうかというの、その宗教法人との関係をもう少し見させていただかなければ断定できないのではないかと、私に報告を思っています。

○国井正幸君 私質問をされていることに全然答えていただけないというふうな思っています。例えばオウム真理教の飯谷さんの事件に対しては、いわゆる兄弟の方がオウム真理教に対して大変な寄進をしたり、そういうことをしている。兄としてそういうのを見ていられない。こういうこと等があつて事件に巻き込まれたんではないかと、私は報道の中でそういうふうな承知をしているわけでございます。

言うなら、例えば私が寄進をした。それは名義上も私の財産であつても、家族、親族、こういう者は余り寄附されたんじゃ困っちゃう。こういうふうなことがあつた場合は私はむしろ利害関係人になり得るのではないかと、こう思っているわけですが、今の答えでは全然私の質問に答えていないというふうな思っています。もう少し明確に答えてください。

○政府委員(小野元之君) 正当な利益があるかどうかということになるわけでございますけれども、もちろんこれは最終的に宗教法人が判断なさる問題でございますけれども、仮に私が宗教法人の側にいたという立場でございますしたら、今のような例でございますと、ここで言う具体的な書類について閲覧を請求できる立場にあるのではないかと、私に思っています。

○国井正幸君 例え、私の家内が利害関係人だと、こうなつた場合、その家内の親とか兄弟もいるわけですね。これじゃ嫁いで大変な苦労しちゃうんじゃないかと、そういうことを心配する親兄弟なんか私には思いますが、そういう場合はいわゆる利害関係人になるのかならないのか、この辺いかがでしょうか。短く言ってください。

○政府委員(小野元之君) 個別の例でございます。第二十九部 宗教法人等に関する特別委員会会議録第五号 平成七年十一月二十九日【参議院】

が、私は先ほど奥様の場合と、こう申し上げたのでございますが、これは生活をともになさつておられて、仮に先生が寄進なさつたことで家計に影響がもたらされるわけでございますし、そういうことが法律上の正当な利益として、例えば御主人が寄附なさつたお金がどうなつていくのか、この宗教法人に対して寄進をなさつたことが奥様のお立場としてその生活に影響もあるわけでございますから、例えば相続権の問題であるとかあるいは遺産の分与の問題等が将来生じた場合に、それは具体的な財産権の問題として法律上の利害関係が生ずると思つたので、そういった場合であればここで言う閲覧を請求できる立場に私としてはあるのではないかと、私に思っています。

○国井正幸君 私がなぜこういうことを聞いてきたかと申しますと、この利害関係人というのは大変不確定な規定になつていて、いわゆる半ば強にどんだんどんとなつていく可能性が非常に強いだろうというふうな思っています。そして、特に宗教というものについては、信じる者としては大変ありがたいことであるが、信じない者からすれば何のことはない、こういうふうなものであるわけですね。したがって、その価値観が非常に違うわけですね。

そういうことを考えると、この利害関係人というのは、信じている者からすればそんなことを言つてくれるなど、こういうことになつても、信じない者からすればそんなことはない、こういうことであるという問題を起すことになるだろうというふうな思っています。際限がないだろうと私は思っています。

そういう意味では、先ほど来むしろ宗教法人なり宗教団体が決めることだと、信者とは、あるいは利害関係人とは、第一義的には、こういうふうなことであるとするなら、これらについては、法律的に見せる見せないなどということをするよりも、その宗教団体の自治に任せざるべきなのではないか、私はこういうふうな思っています。

それから、時間も非常でないわけでございますが、いわゆるにせ信者や、あるいは悪意を持った、あるいは作偽的な方が入り込んできた場合、これを防ぐ措置というのがあるかどうか。これから来年になるといわゆる会社の総会シーズンがやってくるわけでございます。総会等の事件というのでも数多く報じられているわけですね。会社の情報を開示させたり会社の経営内容に立ち至つたりして金品をおどし取るとういふいわゆる総会屋の事件があるわけでございますが、これらについて警察庁の方で、どの程度の件数があるか、簡潔にお答えをいただければと思います。

○政府委員(野田健君) 最近における総会屋の検挙件数及び検挙人員につきましては、平成五年は二十七件七十名、平成六年は三十二件五十七名、本年は九月末現在で二十九件三十九名という状況にあります。このうち商法第二百九十三条ノ六に規定する株主の帳簿閲覧権等をめぐる事件といつたしましては、総会屋らが都内所在の株式会社社長に対して、三%以上の株主になれば臨時総会の開催や役員を選任要求、営業帳簿の閲覧もできるんだなどと脅迫し、所持している株を高値で買取るよう要求して一億数千万円を喝取しようとした事案について、本年六月に警視庁が恐喝未遂容疑で検挙したことを把握しております。

いづれにしろ、刑法に触れるような状況があれば断固取り締まらなければならないと考えております。

○国井正幸君 三%以上持つている者についてもいろいろそういうふうなことが行われているわけでございます。今度はある意味ではだれでも見られる、こういうふうなことも考えられますので、この辺については十分歯どめ措置を講ずることが必要ではないかというふうに思っています。

私も、もういつば聞きたいことがあるんですが、時間もない、こういう状況でございますから、十分この問題については時間をかけて慎重に審議していただくようお願いを申し上げます。私の質問を終わります。(拍手)

○委員長(倉田寛之君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後五時二十九分散会

平成七年十二月六日印刷

平成七年十二月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局